

総 務 編

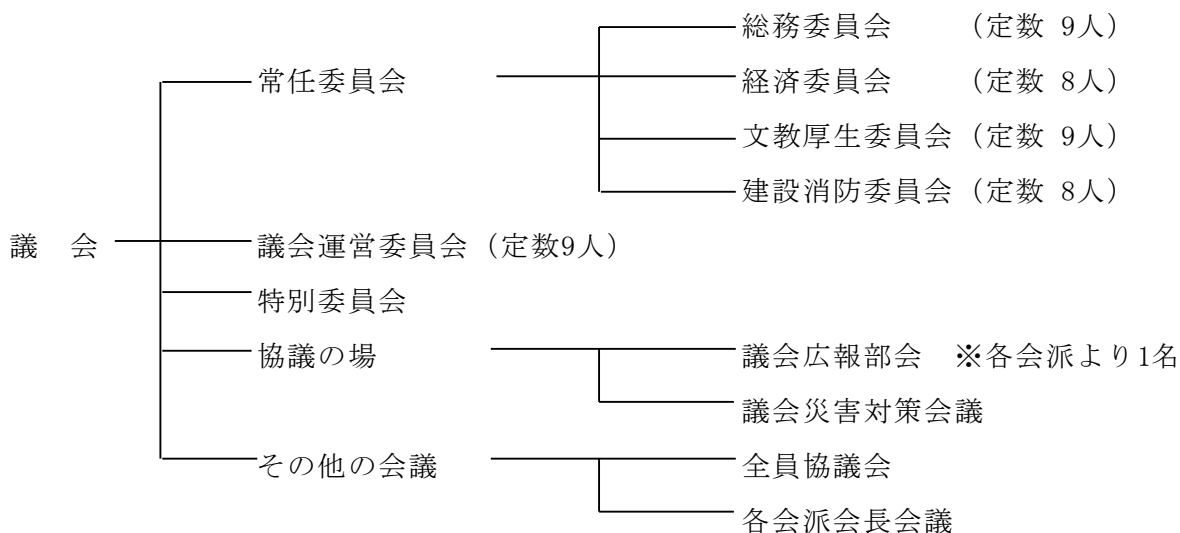
議	<ul style="list-style-type: none"> 会 1 9 <ul style="list-style-type: none"> 議会事務局 <ul style="list-style-type: none"> 庶務課 議事課 	
総 合 政 策 部	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 企画課 3 5 秘書課 3 7 広報戦略課 3 8 国際課 4 0 情報政策課 4 2 エリアビジョン推進室 ... 4 3 東京事務所 4 4 	
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 総務課 4 5 防災危機管理課 5 0 職員課 5 2 資産経営課 5 4 契約課 5 7 	
財 政 部	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> 財政課 6 0 納税課 6 1 市民税課 6 2 資産税課 6 4 	
市 民 部	<ul style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり政策課 6 8 市民サービス課 7 1 生活安全課 7 2 人権・男女共同参画課 ... 7 6 支所（1 2） 7 7 	

出 納 室	7 8
監 査 委 員	7 9
└── 監査委員事務局	
選挙管理委員会	8 1
└── 選挙管理委員会事務局	
公平委員会	8 8
固定資産評価審査委員会	8 9

議 会

1. 議会の構成等

(1) 議会構成



(2) 議員定数

条例定数34人（平成22年3月29日改正、平成23年の一般選挙から適用。）

(3) 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の状況（地方自治法第109条関係）

1) 常任委員会及び議会運営委員会

委員会名	定数	所 管 事 項
総 務	9	総合政策部、総務部、財政部、市民部、出納室、監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項
経 済	8	環境部、観光スポーツ文化部、産業振興部、農林水産振興部、ボートレース企業局及び農業委員会の所管に属する事項
文教厚生	9	福祉部、こども未来部、保健部及び教育委員会の所管に属する事項
建設消防	8	建設部、都市整備部、港湾局、上下水道局及び消防局の所管に属する事項
議会運営	9	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項の調査、並びに議案、陳情等の審査

※ 任期はいずれも1年

(議会)

2) 特別委員会 (令和4年における設置状況)

特別委員会名	定数	所管事項(設置目的)
議員定数等調査	10	人口減少の進行や、これまで議会改革に不断に取り組んできた現状を踏まえ、議員定数の適正化と議会運営等の検証・調査を行い、もって本市議会のさらなる活性化、開かれた議会に資することを目的とする。

※ 設置期間 令和3年6月30日～令和4年3月28日

特別委員会名	定数	所管事項(設置目的)
市出資法人調査	9	地方自治法第221条第3項に規定する法人の経営状況の調査を行い、もって当該法人の設立目的に沿った運営の確立に資することを目的とする。(平成13年以降、平成30年と令和3年を除き毎年設置されている。)

※ 設置期間 令和4年6月23日～令和4年12月2日

特別委員会名	定数	所管事項(設置目的)
一般・特別会計 決算審査	9	地方自治法第96条第1項第3号に規定する決算の認定に関し、一般・特別会計の決算審査を行うことを目的とする。(企業会計決算は所管の常任委員会での審査)

※ 設置期間 令和4年8月29日～令和4年9月22日

(4) 協議又は調整を行うための場 (地方自治法第100条第12項関係)

1) 議会広報部会

組織	所管事項
各会派より1名	議会の広報紙の編集及び発行、議会のホームページ、議員研修、その他議会広報に関する事項

※ 任期は1年

2) 議会災害対策会議

組織	所管事項
議長、副議長、議会運営 委員会委員長及び各会派 において選出した議員	(1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。 (2) 議員の招集に関すること。 (3) 下関市災害対策本部(以下「市本部」という。)からの情報の収集及び議員への情報の提供に関すること。 (4) 議員等からの情報の収集及び整理並びに市本部への情報の提供に関すること。 (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。 (6) 市本部からの依頼事項の実行に関すること。 (7) その他議長が必要と認める事項

※ 下関市議会業務継続計画(BCP)の発動要件に該当する災害が発生した場合に設置

2. 議会運営

(1) 定例会の招集回数及び時期

定例会は、毎年4回とし、原則として3月、6月、9月及び12月に招集される。

(2) 予算の審査方法

一般会計の歳入は総務委員会に付託、一般会計の歳出は所管の常任委員会に分割付託、他会計(特別会計・企業会計)は所管の常任委員会に付託を行い審査している。なお、一般会計の補正において、当該歳出予算の内容が一常任委員会に属するものみの場合においては、歳入予算についても当該常任委員会に付託を行い審査している。

(3) 決算の審査方法

一般・特別会計は特別委員会を設置し付託、企業会計は所管の常任委員会に付託を行い審査している。なお、一般・特別会計決算審査特別委員会の構成については、各会派に対し、按分により委員数を割り当て、選出している。

(4) 一般質問及び代表質問について

一般質問は個人質問制で代表質問制はとっていない。ただし、3月定例会においては新年度の市長施政方針に対する会派代表制による代表質問と、新年度予算案に対する個人質問を行っている。

一般質問及び個人質問は一問一答方式で、質問者は質問席で、すべての質問を行っている。

代表質問では、初回は演壇にて一括質問・一括答弁、2回目以降は質問席にて一問一答方式で行っている。

一般質問の持ち時間は答弁を含め1人50分以内、個人質問の持ち時間は答弁を含め1人40分以内としている。

代表質問の持ち時間は答弁を含め20分×会派人数(ただし6人目からは1人10分)としている。なお、割り当てられた時間の範囲内で関連質問(人数制限なし、一問一答方式)を行うことができることとしている。

(5) 質疑について

発言通告制はとっておらず、発言順位は挙手の順としている。また、質疑時間の制限は行わず、回数は3回までとし、すべて自席で行っている。

(議会)

3. 議会の活動状況 (令和4年)

(1) 本会議開催日程

第1回定例会	3月 2日～ 3月28日	第1回臨時会	1月24日～ 1月25日
第2回定例会	6月 7日～ 6月23日	第2回臨時会	5月11日～ 5月13日
第3回定例会	8月29日～ 9月22日	第3回臨時会	7月12日～ 7月14日
第4回定例会	12月 2日～12月19日	第4回臨時会	11月 2日

(2) 本会議及び常任・特別委員会日程 (定例会・臨時会) ※閉会中を除く

◇ 第1回臨時会

1月	24月	本会議	・提案説明/質疑 ・委員会付託
		常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	25火	本会議	・各常任委員長審査結果報告

※議案配付 1月17日 ※議会運営委員会 1月19日

◇ 第2回臨時会

5月	11水	本会議	・提案説明/質疑 ・委員会付託
		常任委員会	・総務委員会 ・建設消防委員会
	12木	常任委員会	・経済委員会
13金	本会議	・各常任委員長審査結果報告	

※議案配付 5月2日 ※議会運営委員会 5月6日

○ 第1回定例会

3月	2水	本会議	[補正予算・一般議案] ・提案説明/質疑/委員会付託 [新年度予算] ・市長施政方針/提案説明		
		常任・議運・広報	・正副委員長(部会長)の互選		
	3木 4金 5土 6日	休	会	・自宅審査	
			7月	本会議	・代表質問 1.創世下関 2.みらい下関
			8火	本会議	・代表質問 3.志誠会 4.公明党市議団 5.日本共産党下関市議団
			9水	本会議	・個人質問
	10木	休	会	(中学校卒業式)	
	11金	本	議	・個人質問	
	12土 13日	休	会		
	14月	本	議	・個人質問	
	15火	常	任	委員会 ・総務委員会 ・文教厚生委員会	
	16水	常	任	委員会 ・経済委員会 ・建設消防委員会	
	17木	常	任	委員会 ・総務委員会 ・文教厚生委員会	
	18金	休	会	(小学校卒業式)	
	19土 20日				
	21月			(春分の日)	
	22火	常	任	委員会 ・経済委員会 ・建設消防委員会	
	23水	常	任	委員会 ・文教厚生委員会	
	24木	常	任	委員会 (委員会開催なし)	
	25金	休	会	・整理日	
	26土 27日	休	会		
	28月	本	議	・各常任委員長審査結果報告 ・議員定数等調査特別委員会調査結果報告	

※議案配布 2月22日 ※議会運営委員会 2月25日

○ 第2回定例会

6月	7火	本	議	・提案説明/質疑/委員会付託
	8水	常	任	委員会 ・総務委員会 ・文教厚生委員会
	9木	常	任	委員会 ・経済委員会 ・建設消防委員会
	10金	常	任	委員会 ・文教厚生委員会
	11土 12日	休	会	
	13月	常	任	委員会 ・経済委員会 ・建設消防委員会
	14火	休	会	・整理日
	15水	本	議	・一般質問
	16木	本	議	・一般質問
	17金 18土 19日	休	会	
	20月	本	議	・一般質問
	21火	本	議	・一般質問
	22水	本	議	・一般質問
	23木	本	議	・各常任委員長審査結果報告 ・市出資法人調査特別委員会 設置
		特別	委	員

※議案配付 5月31日 ※議会運営委員会 6月3日

◇ 第3回臨時会

7月	12火	本	議	・提案説明/質疑 ・委員会付託
		常	任	委員会 ・文教厚生委員会 ・建設消防委員会
	13水 14水	常	任	委員会 ・総務委員会 ・経済委員会
		本	議	・各常任委員長審査結果報告

※議案配付 7月5日 ※議会運営委員会 7月8日

○ 第3回定例会

8月	29月	本会議	・提案説明/質疑/委員会付託 ・一般・特別会計決算審査特別委員会設置
		特別委員会	・一般・特別会計決算審査特別委員会正副委員長の互選
	30火	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会(企業会計決算審査)
	31水	常任委員会	・経済委員会(企業会計決算審査) ・建設消防委員会
9月	1木	常任委員会	・文教厚生委員会
	2金	常任委員会	・建設消防委員会(企業会計決算審査)
	3土	休会	
	4日		
	5月	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	6火	休会	
	7水	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	8木	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	9金	休会	・整理日
	10土	休会	
	11日		
	12月	特別委員会	・一般・特別会計決算審査
	13火	休会	・整理日
	14水	本会議	・一般質問
15木	本会議	・一般質問	
16金	本会議	・一般質問	
17土	休会		
18日			
19月	休会	(敬老の日)	
20火	本会議	・一般質問	
21水	本会議	・一般質問	
22木	本会議	・各常任委員長審査結果報告 ・一般・特別会計決算審査特別委員会調査結果報告	

※議案配付 8月22日 ※議会運営委員会 8月25日

◇ 第4回臨時会

11月	2水	本会議	・提案説明/質疑/表決
-----	----	-----	-------------

※議会運営委員会 11月2日

○ 第4回定例会

12月	2金	本会議	・提案説明/質疑/委員会付託 ・市出資法人調査特別委員会調査結果報告	
	3土	休会		
	4日			
	5月	常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会	
	6火	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会	
	7水	常任委員会	・文教厚生委員会	
	8木	常任委員会	・経済委員会 ・建設消防委員会	
	9金	休会	・整理日	
	10土	休会		
	11日			
	12月		本会議	・一般質問
			常任委員会	・総務委員会 ・文教厚生委員会
	13火	本会議	・一般質問	
	14水	本会議	・一般質問	
	15木	本会議	・一般質問	
	16金	休会		
	17土			
	18日			
	19月	本会議	・各常任委員長審査結果報告	

※議案配付 11月25日 ※議会運営委員会 11月28日

(議会)

(3) 議決事件数 (議案・諮問・請願等)

	条 例	予 算	決 算	96条第1項 4号～14号	専決処分	その他	請 願	計
可 決	79 (3)	46		18		24 (2)		167 (5)
否 決								-
認 定			21					21
承 認					3			3
同 意						8		8
容認妥当						1		1
採 択							1	1
不採択							1	1
継続審査								-
取り下げ								-
審議未了								-
撤 回								-
棄却が妥当								-
計	79 (3)	46	21	18	3	33 (2)	2	202 (5)

1) 意見書・決議

決 議	第 1 号	ロシアのウクライナ侵略に抗議する決議	(第1回定例会)R4. 3. 2可決
意見書	第 1 号	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書	(第1回定例会)R4. 3. 28可決
意見書	第 2 号	国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書	(第1回定例会)R4. 3. 28可決
意見書	第 3 号	オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書	(第3回定例会)R4. 9. 22可決
意見書	第 4 号	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書	(第4回定例会)R4. 12. 19可決

2) 議員及び委員会提出議案

区 分	件 名	議決年月日	結 果
第 2 回臨時会	下関市議会議員定数条例の一部を改正する条例	令和4年5月13日	否 決
第 2 回定例会	市出資法人調査特別委員会の設置について	令和4年6月23日	可 決
第 4 回定例会	下関市議会の個人情報保護に関する条例	令和4年12月19日	可 決

(4) 委員会開催状況

委 員 会 名		委 員 会 開 催 回 数		
		会期中	閉会中	計
常任委員会	総 務	10	0	10
	経 済	11	1	12
	文 教 厚 生	13	0	13
	建 設 消 防	12	0	12
	小 計	46	1	47
議 会 運 営 委 員 会		14	8	22
特別委員会	議員定数等調査	6	0	6
	市出資法人調査	1	7	8
	一般・特別会計決算審査	6	0	6
	小 計	13	7	20
協議の場	議 会 広 報	6	11	17
合 計		79	27	106

※ 管外行政視察日数は除く

(5) 参考人招致の事例

委員会名	件 名	年月日	人数
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 7. 22	8
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 7. 29	6
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 8. 2	17
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 9. 28	3
市出資法人 調査特別	法人の経営状況を説明する書類の調査について	R4. 10. 17	7

4. 条例で定める議決事件等、専決処分事項の指定

(1) 地方自治法第96条第1項第5号及び第8号関係

1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

- ① 予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負。
- ② 予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い。

(2) 地方自治法第96条第2項関係

1) 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例 (抜粋)

- ① 市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想と基本計画とで構成される計画の策定、変更又は廃止に関すること。
- ② 市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。
- ③ 姉妹都市又は友好都市の提携に関すること。
- ④ 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。
- ⑤ 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携中枢都市圏形成方針の策定、変更又は廃止に関すること。

※この他にも、議会の議決すべき事件については、「下関市名誉市民条例」の第2条において「名誉市民は、市長が市議会の同意を得て選定する。」と規定されている。

(3) 地方自治法第180条第1項関係

1) 市長の専決処分事項に関する条例 (抜粋)

- ① 1件100万円(交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用を受ける保険金額の最高額)以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- ② 家賃滞納者に対する市営住宅(改良住宅、特定公共賃貸住宅及び高齢者向け公共賃貸住宅を含む)の明渡し及び滞納家賃等の支払いの請求並びに不法占拠者に対する市営住宅の明渡し及び損害金の支払いの請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- ③ その目的の価額が1件100万円以下の訴え(財産権上の請求でない請求に係る訴え及び財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なもの並びに前号に定める訴えを除く。)の提起に関すること。
- ④ その目的の価額が1件100万円以下の和解及び調停(費用負担を伴わない和解及び調停を含み、市が提起した訴え(前号に定める訴えを除く。))についてする訴訟上の和解並びに第2号に定める和解及び調停を除く。)に関すること。
- ⑤ 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の10分の1の額(その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円)以内の金額に係る変更契約(契約金額以外の議決項目をあわせて変更する契約を除く)の締結をすること。

5. 下関市議会基本条例

本市議会が取り組んできた議会改革をさらに進化させ、住民自治の時代にふさわしい地方議会のあり方を探り、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会を確立するため、議会基本条例の立案を目指すことを目的に「議会基本条例立案に関する調査特別委員会」を平成23年3月28日に設置した。

同年6月から、ほぼ委員のみで毎月委員会を開催して協議を重ね、条例素案を基にパブリックコメントや市民説明会での意見を取り入れ、平成24年第1回定例会（3月5日）において賛成多数で可決、4月1日から施行した。

本条例の制定に伴い、平成24年4月から以下のことを実施することとした。

(1) 委員会の原則公開

市民に開かれた議会運営を行うため、地方自治法で公開が定められた本会議に加え、平成24年4月より、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も原則として公開することとした。

具体的には、以下のとおり。

- ・委員会室での直接傍聴を可能とする（※各委員会室で8名まで）
- ・委員会のインターネットによるライブ、録画中継配信を開始。

※本会議については、平成13年6月定例会の一般質問を試験的にライブ中継し、同年9月定例会から本会議のライブ中継及び録画中継を実施している。

- ・本会議及び委員会に係るインターネット中継のアクセス状況

	ライブ中継	録画中継
令和4年	38,499件	15,070件

(2) 議会広報の充実

市報「しものせき」に掲載している「議会からのお知らせ」に加え、議員自らが執筆し、議会広報部会の編集により、一般質問や代表質問などの記事を掲載した「しものせき議会だより」を市報に挟み込む形で6月・9月・12月・3月の年4回発行している。

(議会)

(3) 市民と議会のつどいの実施

市政のいろいろな課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員と市民が情報や意見を交換できるよう市民と議会のつどいを平成24年から行っている。

平成30年は従来の方法から、試行的に、各常任委員会で開催する方法に変更するとともに、開催内容を「委員会の活動方針」に即した各種団体との意見交換とすることとした。

また、令和4年度は、議会運営委員会が選挙啓発サポーターを中心とした市内大学生と、ワークショップ形式で開催した。

※令和2、3年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を見送った

(令和4年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
議会運営委員会	令和4年8月10日 13時30分～16時30分 市議会本会議場、 第1・第2委員会室、 執行部控室	下関市立大学生(選挙啓発サポーター)、 東亜大学生	①10代、20代の若年層に対し、選挙の投票率を向上させる取組 ②若者層に対する人口増加及び定住を促進させる取組 ③下関市を活性化する取組	10人

(令和元年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総務	令和元年10月28日 14時00分～15時50分 市議会全員協議会室	17地区のまちづくり協議会	まちづくり交付金の使い方	18人
経済	令和元年10月28日 18時00分～19時40分 下関商工会議所3階会議室	(一)下関観光コンベンション協会、長府観光協会、吉田観光協会、下関商店街連合会、サンデン交通株式会社、下関タクシー協会、下関個人タクシー協同組合	交流人口の拡大及び商店街の活性化に向けた取り組みについて	12人
文教厚生	令和元年10月29日 10時00分～12時00分 市議会全員協議会室	「子どもの居場所」に係る関係10団体(10名)	「子どもの居場所についてー今、子どもにとって何が必要なのか、何が求められているのか。」	9人
建設消防	令和元年7月29日 18時30分～20時00分 市議会全員協議会室	(公社)山口県不動産鑑定士協会、(一)山口県宅建協会下関支部、(一)山口県建築士協会下関支部、山口県司法書士下関支部、(一)空地・空家ゼロネットワーク、下関市連合自治会	中心市街地の住環境整備について	12人

(平成30年)

委員会名	開催日時・場所	相手方	テーマ	参加人数
総務	平成30年8月20日 13時00分～14時30分 市議会全員協議会室	17地区のまちづくり協議会	住民自治によるまちづくりの仕組み	33人
経済	平成30年10月15日 18時00分～19時50分 下関商工会議所3階会議室	(一)下関観光コンベンション協会、長府観光協会、吉田観光協会、下関商店街連合会、下関タクシー協会	・交流人口の拡大及び商工業の振興 ・下関おもてなしタクシー認定制度の利活用及び商店街の活性化に向けた取り組み	9人
文教厚生	平成30年7月20日 19時00分～20時30分 市議会全員協議会室	地域包括ケア関係12団体	地域包括ケア	20人
建設消防	平成30年6月28日 18時30分～20時10分 市議会全員協議会室	下関青年会議所、下関商工会議所青年部	下関港ウォーターフロント開発及び新港地区整備	20人

(平成29年以前)

開催年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
開催日	3日	3日	3日	4日	3日	3日
会場	4会場	3会場	5会場	4会場	3会場	4会場
参加人数	約320人	116人	176人	163人	146人	130人

※広く市民の参加を募り、議員が一堂に会して市政全般について意見交換

このほか、平成28年7月13日に市立下関商業高等学校にて「下関市議会 in 下商」を開催した。対象は3年生全員で198人が参加した。

(議会)

(4) 委員会の活動方針 (取り組むべき課題)

常任委員会と議会運営委員会では、その担当する事務について積極的に調査研究等を行うため、平成24年4月1日に施行された「議会基本条例」の規定に基づき、年度初めにその所管する事務について、重要と考えるテーマを決定し、積極的に調査研究などを行う活動方針を定め、十分な検討を行なうこととしている。

	総務委員会	経済委員会	文教厚生委員会	建設消防委員会	議会運営委員会
平成31年 ／令和元年	①財政健全化・行財政改革 ②住民自治によるまちづくり ③下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ④入札・契約制度改革 ⑤防災・減災対策	①交流人口の拡大 ②地域産業の振興 ③ポートレース事業の推進	①発達障害 ②こどもの貧困 ③地域医療構想 ④学校の情報化戦略(学校のICT化、情報教育)	①住環境の整備 ②下関市総合交通戦略 ③下関港ウォーターフロント開発及び新港地区整備 ④新総合体育館整備事業 ⑤救急消防業務の高度化の推進 ⑥上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末の執行部との連携を含めた活用の充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画(BCP)に基づく議会の活動の検証
令和2年	①財政健全化・行財政改革 ②住民自治によるまちづくり ③下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ④入札・契約制度改革 ⑤防災・減災対策	①交流人口の拡大 ②地域産業の振興 ③くじらの街 日本一の推進	①「子ども」 ②地域医療	①地域公共交通再編 ②新総合体育館整備 ③あるかぼーと地区開発及び新港地区整備 ④住環境の整備 ⑤救急消防業務の高度化の推進 ⑥上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末活用の更なる充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画(BCP)に基づく議会の活動の検証
令和3年	①財政健全化・行財政改革 ②住民自治によるまちづくり ③下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ④入札・契約制度改革 ⑤防災・減災対策 ⑥公立大学法人管理運営業務	①交流人口の拡大 ②地域産業の振興 ③くじらの街 日本一の推進	①認知症施策 ②子育て支援 ③学校のICT化	①住環境の整備 ②都市計画マスタープランの改訂 ③安岡地区複合施設整備 ④下関港ウォーターフロント開発及び新港地区の整備と利用促進 ⑤救急消防業務の高度化の推進及び消防団の充実強化等 ⑥上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末活用の更なる充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画(BCP)に基づく議会の活動の検証
令和4年	①財政健全化・行財政改革 ②マイナンバーカードの普及及び利活用 ③デジタル社会の構築 ④防災・減災対策 ⑤下関市立大学総合大学化推進業務 ⑥選挙啓発業務	①交流人口の拡大 ②地域産業の振興	①介護・フレイル予防 ②介護人材の確保 ③待機児童対策・保育士等の処遇改善 ④学校のICT化	①住環境の整備 ②市街地の整備 ③安岡地区複合施設整備 ④新総合体育館整備事業 ⑤下関港ウォーターフロント開発及び新港地区の整備と利用促進 ⑥救急消防業務の高度化の推進及び消防団の充実強化等 ⑦上下水道施設の改修更新	①議会運営に関連する調査・研究 ②情報端末の活用の更なる充実 ③市民と議会のつどいの更なる充実 ④大規模災害発生時の下関市議会業務継続計画(BCP)に基づく議会の活動の検証

(5) 議員研修会の開催

議員の政策立案能力などの資質向上のため、年1回以上の議員研修会を実施することとした。

開催日	講師	演題
平成24年7月24日	日本銀行下関支店長 水野 正幸氏	経済、金融政策の現状と展望
平成25年8月8日	下関商工会議所会頭 川上 康男氏	「役に立つ商工会議所」を目指して
平成26年7月22日	(公財)下関海洋科学アカデミー 鯨類研究室長 石川 創氏	下関と鯨の歴史 ～最近の話題を中心に～
平成27年7月24日	東京大学 教授 アジア生物資源環境研究センター長 堀 繁氏	人が訪れたいくなる商店街 ～商店街活性化プランの勘どころ～
平成28年8月8日	関西学院大学大学院 経営戦略研究科教授 石原 俊彦氏	新地方公会計の導入と下関市議会の役割 -会計情報を市政のガバナンスに活かす-
平成29年8月2日	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授 原田 宗彦氏	まちづくり手法としての スポーツ都市戦略
平成30年7月26日	跡見学園女子大学教授 鍵屋 一氏	自治体の防災対策と災害時における 議会、議員の役割
令和元年8月2日	①(株)ザメディアジョン・リージョナル 代表取締役 北尾 洋二 氏 ②(株)レストレーション 代表取締役 森脇 暉 氏	①「商店街はオワコン」なのか?～下関にお ける商店街の現状とこれからの在り方 ②パッションとクラウドファンディングで まちづくり
令和2年10月26日	(株)Blanket 代表 秋本 可愛氏	介護人材の現状と行政に求める対応 ※Zoom (オンライン) を利用した講演形式 で実施
令和3年10月25日	北海道大学大学院 農学研究院教授 野口 伸氏	下関市におけるスマート農業の役割
令和4年8月12日	岡山大学教育推進機構 准教授 中山 芳一氏	「非認知能力～ 未来を生き抜く力～」

(6) 下関市議会業務継続計画(BCP)の策定

平成30年6月定例会最終日において、大規模災害等の緊急の事態が発生した際の、市議会の対応について必要な事項等の調査を行い、もって被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図ることを目的に、下関市議会業務継続計画(BCP)調査特別委員会を設置した。

本特別委員会では、議員研修会(演題:「自治体の防災対策と災害時における議会、議員の役割」、講師:跡見学園女子大学 鍵屋一教授)や、既に議会BCPを策定している7自治体の計画を研究し、うち2自治体に視察を行い、調査内容を踏まえて計画の素案を作成した。

平成30年12月定例会の初日に委員長から調査結果報告を行い、その後、議長決裁により下関市議会業務継続計画(BCP)を策定した。

(議会)

※業務継続計画（BCP）

災害時には、人、物、情報などが平常時と異なり、利用できる資源に制約が生じた状況下で、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の調達方法などをあらかじめ定めておくことによって、大規模災害などの緊急事態に遭遇した場合においても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画のこと。

6. 下関市議員政治倫理条例

下関市議会基本条例の制定に合わせて、同条例第19条第2項の規定に基づき、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の運営に貢献することを目的として、議員が果たさなければならない最低限の責務について規定している。また、議員が遵守事項に違反している疑いがあると認められる場合、市民や他の議員が調査を請求できる手続きも規定している。（平成24年第1回定例会において3月5日可決、同年4月1日施行。）

また、平成27年には、市との契約に関して制限を受ける親族等の範囲を拡げるとともに、その制限を自粛から辞退にと、より厳しい内容に変更することとした。（平成31年改選から）

7. 下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例

同条例は、スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりについて、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及びスポーツ活動を行うものの役割を明らかにし、もって本市の健全な発展及び豊かで安心できる市民生活の実現に寄与することを目的としている。（平成22年第1回定例会において3月26日可決、同年4月1日施行。）

※会派を超えた有志議員7名から成る「まちづくり議員フォーラム」のメンバーにより、当該条例に関する調査、研究がなされ、議員提案によって制定された条例である。

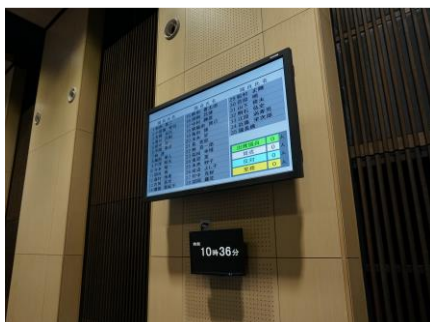
8. 議会運営の効率化に向けた取り組み

(1) 電子表決システム

議会の本庁舎新館移転（平成26年2月）に伴い電子表決システムを導入し、平成26年第1回定例会から使用開始した。（従前の起立表決に代わるものとしての位置付け）

これに伴い、会議録にも、議案等に対する各議員の賛否等の状況を掲載することとした。

<議場壁面ディスプレイ>



<表決ボタン>



(2) タブレット端末

1) タブレット端末等の持ち込み及び使用に係る試行の開始

平成29年6月に、タブレット端末導入検討プロジェクトチームを設置し、議会活動の充実とともに、議員から市民への情報提供や災害時の迅速な連携など、さらなる「議会の活性化」を目的に導入の検討を開始した。

平成29年12月定例会より、タブレット端末等（タブレット端末、ノートパソコン及びこれらに代替する機能を有するスマートフォン等の携帯端末）の本会議及び委員会等への持ち込み及び使用に係る試行を開始することとした。

なお、議員のタブレット端末の調達に係る経費については政務活動費の使用も可とした。

また、全ての委員会において、委員会資料を電子化した。（冊子等を除く）

2) タブレット端末等の正式運用の開始

平成30年9月定例会より、各議員が準備したタブレット端末等（タブレット端末、ノートパソコン及びこれらに代替する機能を有するスマートフォン等の携帯端末）の本会議及び委員会等への持ち込み及び使用を開始するとともに、会議資料等の電子データを各議員及び議会事務局で共有するため、公費にて有料の会議用システム（SideBooks）の利用を開始。

なお、利用開始に先立ち、9月定例会初日（8月28日）に、下関市議会会議用システム及び端末機使用基準を定め、同日施行した。

3) タブレット端末を利用した一般質問の本格運用を開始

平成30年9月定例会より、会議用システム（SideBooks）に格納した電子データを議場内ディスプレイに表示させて質問を行うため、質問席でのタブレット端末の使用を試行的に行ってきたが、本格運用するにあたり「一般質問等におけるタブレット端末使用に係る取扱要綱」を制定した。（施行は令和3年1月1日）

なお、使用するデータは議場壁面にある65インチのディスプレイ（出入口側、奥側の2カ所）に表示している。

9. 議員報酬、費用弁償及び政務活動費

(1) 議員報酬変遷一覧表

適用年月日	区分	議員報酬	議長の報酬	副議長の報酬	委員長の報酬 (常任・議運)	副委員長の報酬 (常任・議運)
平成17. 2. 13 (在任特例期間)	旧下関市 議会議員	565,000円	675,000円	610,000円	592,000円	578,000円
	旧菊川町 議会議員	200,000円	310,000円	245,000円	227,000円	213,000円
	旧豊田町 議会議員	190,000円	300,000円	235,000円	217,000円	203,000円
	旧豊浦町 議会議員	208,000円	318,000円	253,000円	235,000円	221,000円
	旧豊北町 議会議員	190,000円	300,000円	235,000円	217,000円	203,000円
平成19. 2. 13		565,000円	675,000円	610,000円	592,000円	578,000円
平成25. 4. 1		545,000円	655,000円	590,000円	572,000円	558,000円

(議会)

(2) 議員の期末手当 (令和2年4月1日施行)

6月 120.0/100 12月 120.0/100

※ 金額決定の根拠、基準

〈下関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条〉

「議員には、下関市一般職の職員の給与に関する条例の規定の例により期末手当を支給する。ただし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額と当該月額に100分の45を乗じて得た額との合計額とする。」

(3) 費用弁償

- ・一般調査視察旅費 (1人当たり) 150,000円/年
- ・常任・議会運営・特別委員会視察旅費 (1人当たり) 122,000円/年
- ・会議出席費用弁償の額

支給額=20円×自宅からの往復距離 (1Km未満端数切り捨て)

※ 公用車など、市においてその費用を負担する手段を利用して本会議等の会議に出席した場合、その利用が全行程の一部であるときは、算出した額の2分の1に相当する額 (当該額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。) の費用弁償を随時支給する。(当該手段の利用が全行程にわたる時は費用弁償を支給しない。)

※ 支給対象：本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議会広報部会

(4) 政務活動費

1) 交付額及び交付方法

交付額は1人当たり月額5万円 (年額60万円) で、会派の所属議員数に応じ算定した額を、4月と10月の年2回、会派に対し半期ごとに交付する (会派の所属議員が1人の場合を含む)。

また、政務活動費を充てることのできる経費の範囲等について記載した「政務活動費の手引き」を作成し、議員に配付している。

2) ホームページへの公表

ア. 政務活動費収支報告書及び「政務活動費の手引き」のホームページへの公表

平成25年において、平成24年度の収支報告書 (領収書を除く) を市議会ホームページで確認できるようにした。

また、政務活動費の使用に関し、必要な事項を定めた「政務活動費の手引き」を市議会ホームページでも公開することとした。

イ. 領収書を含めた政務活動費収支報告書のホームページへの公表

平成29年において、平成28年度分の政務活動費から、領収書等を含めた収支報告書を市議会ホームページで確認できるようにした。

企 画 課

1. 企画課の概要

基本構想・基本計画その他基本的施策の企画立案に関する事、重要施策の調査及び研究に関する事、市行政の総合調整に関する事、主要事業の進行管理、国・県に対する重要事項の促進、民間協力団体との連絡調整、広域行政、地方分権、中山間地域づくりに関する事、その他特命事項に関する事を所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 第2次下関市総合計画

市の行政運営の基礎となる計画であり、市が目指す市民生活や地域社会の姿をわかりやすく示し、その実現にあたって必要な施策を定めた下関市の最上位計画。まちづくりの基本理念と将来像の実現を図るための施策の体系を示す「基本構想」と、各行政分野の具体的な施策を示す「基本計画」から構成される。

(2) 下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2次下関市総合計画に掲げた取組のうち、人口減少・少子高齢化対策及びまち・ひと・しごと創生に資する施策を重点的に絞り込み、人口減少下にあっても地域の活力を失わないまちづくりを進めるための実践的な計画。「地域産業の強化、しごとの確保を促進する」、「下関に集う人、下関で暮らす人を増やす」、「いのちを大切に、子どもを産み育てやすい環境を整える」、「地域の力を活かし、持続可能な地域社会をつくる」の4つの基本目標と10の目標指標で構成される。

(3) 下関市連携中枢都市圏ビジョン

地域を活性化し経済を持続可能なものとし、安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する国の政策である『連携中都市圏構想』に基づき策定した計画。本市は、特例措置により「合併1市圏域」型として1市のみで連携中枢都市圏を形成している。

(4) 下関市過疎地域持続的発展計画

過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、令和3年に策定した計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）であり、本市においては、合併前の豊田地域、豊浦地域、豊北地域が対象となっている。

(5) スマートシティ基本設計

データやデジタル技術の利活用により、本市が抱える様々な課題解決を図り、市民の生活機能の向上を図るなど魅力的なまちづくりを目指すために、令和3年に策定した計画であり、市民中心のスマートシティを推進し、誰もが幸福を感じ、持続的に成長する街の実現に向けて取り組んでいる。

3. 所管する主な業務

(1) 一般企画・調整業務

基本的施策の企画立案、総合計画・地方創生・連携中枢都市圏構想・スマートシティの推進、主要事業の進行管理等とともに、市行政の総合調整及び国・県などの関係機関との連絡調整を図っている。また、国内他都市との交流・連携を進めるとともに、他の中核市と連携し、中核市業務の円滑な運営を図る。

(2) 広域行政業務

関係・近隣自治体との交流の促進と一体的な発展を図るため、北九州市、長門市をはじめ、地域振興及び行政サービスの向上に向けた連携事業を実施している。

(3) 中山間地域づくり業務

中山間地域をはじめ、離島（蓋井島、六連島）、過疎（豊田、豊浦、豊北地域）、辺地の活性化を図るための総合的な振興策の調整を行っている。

(4) その他の主な業務

これらの他、「ふるさとしものせき応援寄附金」のPRや受付・発送事務、吉母御崎地区の飲用水供給施設の管理運営業務等を行っている。

秘 書 課

1. 秘書課の概要

儀式及び交際に関すること、市長会に関すること、東京事務所との連絡に関すること、秘書に関すること、報道関係機関との連絡・調整に関すること、広聴活動の企画及び調整に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 市長および副市長の秘書に関する業務

市長および副市長のスケジュール管理や来客の対応などを行う。

(2) 市長会に関する業務

全国市長会と山口県市長会に属しており、各市相互の連絡調整を図ると共に、都市に関する諸般の事項を審議するための補助業務を行う。

(3) 報道広聴に関する業務

市政記者クラブ及びその他報道機関への資料提供や記者会見の実施など報道対応に関すること、市長へのはがき・Eメールや要望・陳情など広聴に関する業務を行う。

(4) その他の主な業務

下関市の後援等及び下関市長賞に関する事務取扱要綱に基づき、下関市の名義後援等の可否や市長賞の交付を決定している。

広 報 戦 略 課

1. 広報戦略課の概要

広報活動の総合的企画、調整及び推進に関すること、広報刊行物の編集及び発行に関すること、シティプロモーションの推進に関すること、移住・定住を促進するための情報発信及び支援に関すること、市史、市役所吹奏楽団に関する事務を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 広報紙発行等

1) 「市報」の発行

市政の動き、事業、行事等を直接各世帯に伝達するため、月1回(毎月1日)「市報しものせき」を発行する。併せて本市のホームページにも掲載する。文字だけでなく写真やイラストを多く使用するなど、市民にとって読みやすく親しまれる市報を目指している。

2) 「点字市報」の発行

目の不自由な方を対象に、市政の動き、事業、行事等を伝達するため、年13回(毎月1日、1回はごみ特集)発行する。

3) 「声の市報」の発行

目が不自由で点字の読めない方を対象に、市政の動きなどを伝達するため、年13回(毎月1日、1回はごみ特集)テープによる「声の市報」(60分)を発行する。

4) 市公式ホームページの保守業務

市公式ホームページを作成・提供するサーバーの保守及びトップページの注目情報などの管理業務を行う。

5) SNS(フェイスブック、ツイッター、インスタグラム)の投稿

最新の市政情報、週末イベント情報など旬な話題を概ね平日1日1件投稿する。

6) 「市勢要覧」の発行

下関市の姿を写真と資料を使って紹介し、市勢紹介のPR誌として発行する。

(2) 市政ニュース放送

1) テレビ広報「下関市政だより」(KRY・TYS・YAB)

テレビにより市政及び各種行事等を市民に紹介する。市政だより「しものせき21」においては手話通訳を挿入する。

2) ラジオ広報 (コミュニティエフエム下関)

ラジオにより市政及び各種行事等を市民に紹介する。

(3) 市役所吹奏楽団

市の主催、共催する行事を中心に出演し、音楽を通じて市民と市政の連帯感を強める。

(4) シティプロモーションの推進

都市のブランド化に向け、専用のウェブサイトやSNS等による情報発信のほか、市民参加型の動画作成やイベントなどの実施により、市民のシビックプライドの醸成を図っている。

(5) 移住・定住促進のための情報発信

U J I ターン希望者を含め、市内外に向けて移住・定住に関する情報発信を行っている。

(6) 人口定住業務

人口定住を促進するため、移住者等への各種助成やU J I ターン希望者への情報提供、人口定住促進住宅「豊北ハイツ」の管理運営及び空き家情報の提供を行っている。

(7) その他の広報活動

新聞広告の掲載などによる広報業務を実施する。

国 際 課

1. 国際課の概要

本市と姉妹友好都市の関係にある都市との交流促進及びその他の国との親善友好交流業務を行うとともに、国際化推進に係る総合的な企画及び調整に関する事務等を所掌している。

○現在の姉妹友好都市	<姉妹友好都市盟約締結日>
・サントス市（ブラジル連邦共和国）	1971. 10. 6（昭46）
・イスタンブール市（トルコ共和国）	1972. 5. 16（昭47）
・釜山広域市（大韓民国）	1976. 10. 11（昭51）
・青島市（中華人民共和国）	1979. 10. 3（昭54）
・ピッツバーグ市（アメリカ合衆国）	1998. 12. 18（平10）

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 下関市多文化共生・国際交流推進計画

国際交流などの施策に加え、外国人住民が安全で安心して暮らせる地域づくりや、地域の住民と外国人住民が、共に地域社会を構成する一員として多様性を活かした豊かな地域づくりを推進していく「多文化共生社会」の実現を目指す、市が取り組むべき方向性を定めた計画（計画期間：令和3年度から令和12年度）。「多文化共生が拓く下関市の未来」を基本理念として定め、「国際化に対応した人材育成」「国際交流の促進」「多文化共生のまちづくり」の3つの基本目標を掲げ、目標達成に向けて施策の展開を図る。

3. 所管する主な業務

(1) 国際親善交流業務

訪日団受入れ、職員の海外派遣、東アジア経済交流推進機構関係業務、韓国釜山広域市交換職員派遣、中国青島市国際交流研修員派遣、国際交流事業推進事業費補助金、多文化共生のまちづくりに関する事業等に関する事務を行う。

(2) 青少年国際交流推進業務

小中学生海外派遣研修事業（中国、韓国、米国）に関する事務を行う。

(3) 国際交流員招致業務

中国からの国際交流員の受入れに関する事務を行う。

(4) その他の主な業務

その他、国際化推進に係る総合的な企画及び調整に関する事務等を行っている。

情報政策課

1. 情報政策課の概要

情報政策課内には、情報システム管理係が置かれており、システム共通基盤、内部情報系における各種システム及び庁内ネットワークの運用管理を所掌している。また、課内室として、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進室が置かれており、行政DXに関する施策の推進を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) システムの運用管理

システム共通基盤、内部情報システム（サブシステム、グループウェア、ファイルサーバ等）及び庁内ネットワーク（庁舎内LAN、出先事務所接続回線等）の運用管理を行う。

(2) インターネットサービスの運用

公共施設予約サービス、電子申請サービス及びしものせき情報マップ等インターネットサービスの運用を行う。

(3) 高度情報化の推進

本市の情報通信基盤（携帯電話、インターネット等）の地域間格差を是正するための事業や、携帯電話不感対策として設置した移動通信用鉄塔施設の維持管理を行う。

(4) セキュリティ対策

下関市行政情報セキュリティポリシーに基づいたセキュリティ対策を行う。また、山口県及び県内市町共同利用のセキュリティクラウドによるセキュリティ確保を図る。

(5) 行政DXの推進

国が定める「自治体DX推進計画」に基づき、行政事務におけるデジタル技術を用いた業務改善を行う。

エリアビジョン推進室

1. エリアビジョン推進室の概要

海峡エリアビジョンの推進に関すること、重要施策の調査及び研究に関することを所掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 下関海峡エリアビジョン

JR下関駅から火の山までの関門海峡を望むエリア一帯の目指すべき将来像やまちづくりの方向性を示すもので、「市民」、「事業者」、「行政」などがその将来像と方向性を共有するための羅針盤として位置付けたものである。

これに基づき、海峡エリアに想いを持った市民や事業者と行政が連携したまちづくりを推進し、魅力あふれるまちになることを目指す。

3. 所管する主な業務

(1) 海峡エリアビジョンの推進

周遊型・滞在型観光地への転換、持続可能な賑わいづくりの創出を目的に、資源を活かした魅力あるエリアの構築及び周辺地区への相乗効果の形成を図るため、計画を策定し推進体制の構築を目指す。

また、リノベーションまちづくりの推進により、空き家、空き店舗や公共空間等を活用した魅力ある賑わいスポットを構築し、新たな人通りの創出を目指す。

東京事務所

1. 東京事務所の概要

中央官庁及び諸機関との連絡を緊密にし、事務処理の円滑化を図るとともに、市政に関連ある情報資料の収集及び調査にかかる事務全般を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 市政関連情報の収集提供及び調査業務

中央官庁及び諸機関による各種施策や予算関連情報等を収集し関係部局へ提供するとともに特命事項に関する調査を行い関係部局に報告している。

下関市東京事務所のネットワーク並びに東京事務所設置自治体が加盟する「全国厚生労働省担当者連絡協議会」、「全国都道府県・政令指定都市国土交通省担当者連絡協議会」、「東京事務所環境省担当者連絡会」、「都市東京事務所長会」及び「中核市東京事務所長会」等を通じて中央官庁関係情報等を収集し関係部局へ提供している。

(2) 要望活動等業務

政府、国会議員、中央官庁、諸機関等への要望活動の際の面会予約の調整及び随行を行う。

(3) 下関市東京観光物産・ふるさと移住情報提供業務

下関市東京観光物産・ふるさと移住情報等の提供を遂行している。

- ・東京における下関市の観光資源の紹介や交通アクセスなどの観光相談、観光情報等の提供及びPR
- ・首都圏に在住する郷土出身者へのふるさと関連情報の提供など
- ・下関市への移住を希望する者へのふるさと関連情報の提供など

総 務 課

1. 総務課の概要

表彰、文書、訴訟、公文書公開及び個人情報保護、統計、町及び字の整理、包括外部監査、公立大学法人下関市立大学に関する事務など、本市の事務のうちいわゆる総務的事務を分掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 市の行政区域

地方自治法第9条の5に係る新たに生じた土地の確認及び同法第260条に係る町又は字の区域及び名称の変更等の事務に関して、令和3年度における取扱状況は、次のとおりである。

新たに生じた土地の確認	5件
町又は字の区域及び名称の変更等	5件

(2) 表彰

本市表彰条例に基づき、功労表彰及び善行表彰を行っている。

令和3年度 表彰件数

功 労 表 彰						善行表彰
自 治	教育文化	産 業	厚 生	社会事業	計	3 (28)
2 (70)	1 (31)	4 (40)	11 (181)	14 (270)	32 (592)	

() 内は令和3年度までの総表彰件数(合併以降)

(3) 文書の収受・発送

- ・郵便物等の文書を収受し、各課所室に配布している。
- ・各課所室の発送文書を取りまとめ、郵送手続を行っている。

(4) 議案の提出

令和3年中の市長の提案に係る議案の提出状況は、次のとおりである。

- ・予算関係 78件(決算を含む。)
- ・条例関係 82件
- ・その他 55件

(5) 条例、規則等の制定、改廃

令和3年中の条例、規則及び訓令の制定、改廃状況（行政委員会等によるものを除く。）は、次のとおりである。

	制 定	廃 止	改 正	合 計
条 例	3	3	79	85
規 則	6	7	90	103
訓 令	1	0	12	13
計	10	10	181	201

注：条例の廃止には廃止する等の条例を含み、規則の制定には整備に関する規則を含む。

(6) 法律相談、訴訟事務

- ・顧問弁護士（2人）を委嘱し、本市行政の執行に係る紛争問題の法律的解決の相談を行っている。
 - ・本市が関係している訴訟事件について連絡調整を行うとともにその解決に努めている。
- なお、係属中の訴訟事件は、7件（令和3年度末。上下水道局を除く。）となっている。

(7) 公文書公開・個人情報保護

1) 令和3年度の公文書の公開の状況

ア. 公文書の公開の実施状況について

区 分	公開の請求		公開の申出	
	閲 覧	写しの交付	閲 覧	写しの交付
公開請求・申出件数	13件	584件	0件	28件
取 下 げ 件 数	0件	10件	0件	1件
公 開 件 数 (うち部分公開件数)	12件 (1件)	541件 (150件)	0件 (0件)	19件 (8件)
非 公 開 件 数	1件	3件	0件	0件
却 下 件 数	0件	36件	0件	8件
処 理 中 件 数	0件	5件	0件	1件
写 し 交 付 枚 数		21,722枚		79枚

注：「公開の請求」には、合併後及び合併前の市町の条例の規定により請求の対象となる公文書について、「公開の申出」には、請求の対象とはならないものの任意に対応した公文書について記入してある。

イ. 審査請求の状況について

令和3年度 請求件数	令和2年度 審査未了件数	審査請求に対する決定			取下げ	審査中
		認容	棄却	却下		
2件	0件	0件	1件	0件	0件	1件

2) 令和3年度の個人情報の開示等の状況

ア. 個人情報の開示の実施状況について

区 分	開示の請求	
	閲 覧	写 しの 交 付
開 示 請 求 件 数	27件	90件
取 下 げ 件 数	0件	1件
開 示 件 数 (うち部分開示件数)	26件 (1件)	77件 (15件)
不 開 示 件 数	0件	0件
却 下 件 数	1件	10件
処 理 中 件 数	0件	3件
写 し 交 付 枚 数	13,897枚	

イ. 審査請求の状況について

令和3年度 請求件数	令和2年度 審査未了件数	審査請求に対する決定			取下げ	審査中
		認容	棄却	却下		
1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件

(8) 統計

統計法の法令に基づく各種の基幹統計調査、ホームページでの統計資料の公表及び統計調査員の確保などが主要業務である。

1) 基幹統計調査（平成30年度から令和4年度までに実施のもの）

調査名	所管省庁名	調査の目的など	調査月日
学校基本調査	文部科学省	学校教育行政に必要な基礎資料を得るため、小・中学校などの児童・生徒の在籍状況や出欠席状況等の調査を行う。	5月1日 (毎年)
工業統計調査	経済産業省	製造業の実態を把握し、生産活動に関する基礎資料を得るため事業内容、従業員数、出荷額、原材料使用額等の調査を行う。	6月1日 (「経済センサス-活動調査」実施年度を除く毎年)
国勢調査	総務省	日本の各種行政施策の基礎資料とするため、日本国内に居住するすべての人・世帯の実態に関する調査を行う。 (令和2年度実施)	10月1日 (5年ごと)

国勢調査 調査区設定	総務省	令和2年度実施の国勢調査の基本となる調査区の設定を行う。 (令和元年度実施)	10月1日 (5年ごと)
就業構造基本調査	総務省	国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る。(令和4年度実施)	10月1日 (5年ごと)
経済センサス - 基礎調査	総務省・ 経済産業省	我が国の全産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備する。 (令和元年度実施)	甲調査 6月～3月 乙調査 6月1日 (5年ごと)
経済センサス 調査区管理	総務省	平成21年経済センサス-基礎調査において設定した調査区を今後の経済センサス調査区として管理し、毎年、必要な修正を行う。	年度により 異なる (毎年)
経済センサス - 活動調査	総務省・ 経済産業省	全産業分野の売上(収入)金額等の経理項目を調査し、事業所及び企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにする。 (令和3年度実施)	6月1日 (5年ごと)
住宅・土地 統計調査	総務省	我が国の住宅及び土地の保有状況、居住している世帯の実態を調査し、住宅・土地関連施策の基礎資料を得るため、建物の構造、世帯構成等を調査する。 (平成30年度実施)	10月1日 (5年ごと)
住宅・土地 統計調査 単位区設定	総務省	令和5年住宅・土地統計調査の実施に先立って、調査区域を明確にし、調査の円滑な実施と結果制度の向上を図る。 (令和4年度実施)	2月1日 (5年ごと)
農林業センサス	農林水産省	農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業行政諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するため、労働状況や販売額等を調査する。(令和元年度実施)	2月1日 (5年ごと)
全国家計構造調査	総務省	世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにするため、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に調査する。 (令和元年度実施)	10月～11月 (5年ごと)
漁業センサス	農林水産省	漁業の基本構造の現状と動向を明らかにし、水産行政諸施策及び水産業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するため、漁業の種類や経営状況を調査する。(平成30年度実施)	11月1日 (5年ごと)

※工業統計調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）」における経済統計の体系的整備に関する要請に基づき、令和4年以降は、経済構造実態調査に包摂され、製造業事業所調査として実施されることとなった。

2) 統計資料の公表

人口、産業、物価、保健衛生、教育など各種の統計資料を下関市ホームページに掲載している。

(9) 包括外部監査

平成17年10月1日付けの中核市の指定に伴い、地方自治法第252条の36第1項の規定により包括外部監査の実施が義務付けられた。

包括外部監査を円滑かつ効果的に実施するため、下記の事務を行っている。

- ・ 包括外部監査契約の締結
- ・ 包括外部監査報告書の提出受付
- ・ 包括外部監査人の選定に係る事務

※包括外部監査の結果の公表、包括外部監査の結果に関する措置の公表、下関市監査委員との連携などの事務は下関市監査委員事務局にて対応している。

<包括外部監査のテーマ>

平成30年度 「道路、港湾の整備事業に係る事務の執行について」

令和元年度 「公共下水道事業に関する事務の執行について」

令和2年度 「外部委託に関する事務の執行について」

令和3年度 「人件費に関する事務の執行について」

令和4年度 「遊休不動産の管理・処分等に係る財務事務の執行について」

(10) 公立大学法人管理・運営業務

平成19年度から公立大学法人となった下関市立大学に対し、大学運営や大学改革に必要な経費として交付する運営費交付金や施設整備等を通じて、大学の教育・研究機能の質の向上を支援し、地域に貢献する大学となるよう促している。

なお、下関市立大学総合大学化に向けて、新学部の設置（データサイエンス学部（仮称）：令和6年4月開講、看護学部（仮称）：令和7年4月開講）に取り組んでいる。

また、「下関市公立大学法人評価委員会」を開催し、法人業務の実績に関する評価を行うことにより、法人業務の公共性や透明性の確保に努めている。

防災危機管理課

1. 防災危機管理課の概要

防災危機管理課は、気象情報の伝達に関する事、防災に関する事、災害救助に関する事、国民保護の総合調整に関する事、罹災証明に関する事、水難救護並びに漂流物及び沈没品に関する事、消防機関との連絡に関する事、日本赤十字社に関する事などを所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、下関市防災会議が市の地域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害の予防・災害応急対策及び災害復旧対策について必要な事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者（企業等）、住民が、防災活動を総合的かつ効果的に実施することにより、社会秩序の維持及び公共の福祉を確保し、災害が本市の発展を阻害しないよう防災の万全を期する計画である。

(2) 下関市国民保護計画

この計画は「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」に基づき、我が国が外部から武力攻撃を受けた場合や平時に大規模なテロ等が発生した場合に、市内に居住又は滞在している人の生命、身体及び財産を保護するため、住民の避難や救援及び武力攻撃災害への対処に関する措置等、国民保護のための措置等を定めた計画である。

(3) 下関市国土強靱化地域計画

災害の発生により甚大な被害を受けた後で長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域の社会経済、そして地域コミュニティを事前に作り上げていくことを目的に策定した計画である。

3. 所管する主な業務

(1) 災害対策業務

大雨、洪水、台風等の風水害や火災並びに交通事故等による油漏れ等に対し、迅速に情報収集を行い、適切な防災体制整備の下、災害応急復旧措置を行っている。

実績

- ・令和2年度…警戒本部体制3回、第2警戒体制18回、第1警戒体制29回
- ・令和3年度…警戒本部体制1回、第2警戒体制8回、第1警戒体制25回

(2) 高潮ハザードマップ作成業務

平成27年の水防法改正に伴い、令和4年度に瀬戸内海側沿岸（王喜～吉母地区）を対象に、山口県が新たに指定する高潮浸水想定区域を反映した高潮ハザードマップを作成し、地域住民等へ周知のうえ、防災意識の高揚等を図り、速やかな災害時の避難を促すもの。

(3) 国民保護法業務

武力攻撃事態等において市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び関係機関の協力の下、的確かつ迅速な措置を講じるとともに、平常時における計画の見直しや訓練、普及啓発活動を行っている。

(4) その他の主な業務

これらの他に災害応急復旧業務、地域防災計画の改訂業務、気象情報伝達業務などの業務がある。

4. その他

日本赤十字社山口県支部下関市地区の活動

日本赤十字社は、国外ではロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に対する人道支援等、また、国内では災害救助事業、血液事業をはじめとした広範囲にわたる事業を展開しており、日本赤十字社の活動に対する期待と要請はますます高まっている。これらに応えていくためにも、日本赤十字社の各種事業について一段と充実強化を図ることが必要となっている。

日本赤十字社山口県支部下関市地区の事務局として、その使命を遂行するために赤十字会員増強運動を積極的に展開し、基盤強化に努めている。

職 員 課

1. 職員課の概要

職員課には人事研修係、職員厚生係の2係のほか、課内室として行政管理室が置かれている。

2. 担当業務の概要

(1) 人事研修係

職員の定数、配置、任免、服務、分限及び懲戒に関する業務、職員の給与計算に関する業務、職員の試験及び選考に関する業務、人事評価、職員研修に関する業務等を担当している。

(2) 職員厚生係

職員の給与(給与計算を除く。)、勤務時間その他の勤務条件、公務災害補償等に関する業務、職員団体に関する業務、職員の保健衛生及び福利厚生に関する業務等を担当している。

(3) 行政管理室

行政改革に関する業務、職務権限、事務分掌その他の行政組織に関する業務、事務改善その他の行政能率向上に関する業務を担当している。

3. 職員数の状況

(単位：人)

任 命 権 者	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1
市長の事務部局	1,770 (41)	1,777 (40)	1,747 (64)	1,699 (70)	1,680 (72)
うち豊田中央病院の職員	58	57	55 (2)	54 (2)	54 (2)
上下水道局	232 (6)	232 (7)	229 (7)	222 (8)	216 (7)
ボートレース企業局	19	20	19 (1)	19 (1)	18 (1)
議会の事務局	15	15	15	14	15
選挙管理委員会の事務局	7	7	8	6	5
監査委員の事務局	9	8	8	8	8
公平委員会の事務局					
農業委員会の事務局	9 (1)	9	9	9	8
教育委員会の事務局	319 (8)	310 (7)	301 (7)	286 (6)	272 (4)
うち指導主事	20	20	20	20	20
うち教員	79	76	72	69	66
消防局	318 (8)	318 (9)	316 (13)	317 (10)	315 (6)
計	2,698 (64)	2,696 (64)	2,652 (92)	2,580 (95)	2,537 (90)

※数値は各年4月1日の一般職の常勤職員数を計上。()内数値は再任用短時間勤務の職員数で外数。

4. 職員給与の状況

(単位：円)

年	平均給与月額	内訳	
		給料月額	扶養手当
H29. 4. 1	343,000	322,500	20,500
H30. 4. 1	342,600	321,300	21,300
H31. 4. 1	341,100	319,500	21,600
R2. 4. 1	342,400	320,900	21,500
R3. 4. 1	342,900	321,700	21,200

※各年4月1日現在 地方公務員給与実態調査より集計した。

5. 職員研修の実施状況

(単位：人)

年度	受講者数	主な内容
H29 年度	2,912	階層別研修（課長級、課長補佐級、係長級、中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、コンプライアンス、クレーム対応、 危機管理、接遇マナー、公会計基礎研修等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）
H30 年度	1,969	階層別研修（課長級、課長補佐級、係長級、中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、コンプライアンス・メンタルヘルス、 クレーム対応、危機管理、接遇マナー等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）
H31 年度	1,996	階層別研修（課長級、課長補佐級、係長級、中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、クレーム対応、危機管理、接遇マナー、 プレゼンテーション研修等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）
R2 年度	541	階層別研修（中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、メンタルマネジメント、接遇マナー、 電話対応、プレゼンテーション研修等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）
R3 年度	741	階層別研修（係長級、中堅職員研修等） 特別研修（法制執務、メンタルマネジメント、クレーム対応 研修等） 派遣研修（市町村アカデミー、セミナーパーク等）

※各年度における受講者延人数。

資産経営課

1. 資産経営課の概要

庁舎及び来庁者駐車場の管理及び取締りに関すること、庁用自動車の管理及び配車に関する
こと、公共施設マネジメントの推進に関すること、財産の取得及び処分の総括に関することな
どを所掌している。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市公共施設等総合管理計画（平成28年2月策定）

平成27年3月に策定した「下関市公共施設マネジメント基本方針」における3つの基本方
針（方針1：施設の適正配置と施設総量の縮減 方針2：施設の予防保全による長寿命化 方
針3：施設の効率的かつ効果的な運営）を軸に、また、道路・橋梁等の土木インフラ施設、上
下水道等の企業会計施設を含めて、今後の施設のあり方について、総合的かつ計画的に管理を
行い、「新しいまちづくり」に取り組むために策定したもの。

基本理念

次の世代に負担をかけない安全・安心な施設を引き継ぎ、魅力ある「新しいまちづくり」
を推進していきます

(2) 公共施設の適正配置に関する方向性（平成30年12月策定）

個別施設計画や各施設のマネジメントの指針とするため、公共施設のこれまでの整備状況を
整理し、今後の方向性をまとめたもの。前期（2015年度～2022年度）について、縮減
目標の達成を見据え、個別施設の存廃、複合化や集約化、譲渡などの方向性を示し、中期（
2023年度～2028年度）及び後期（2029年度～2034年度）については、概ねの方
向性を示している。

(3) 未利用財産の処分及び利活用に関する基本方針（令和2年4月策定）

公共施設マネジメントの取り組みを進めていく過程で、今後、未利用の建物や土地が増加す
ることが見込まれているが、用途を廃止した建物を解体して土地を競争入札で売却する財産処
分方法のみでは、企業や団体等のニーズに合致しない場合もあることから、効果的・効率的な
未利用財産の処分を図る上での基本的な考え方を示し、具体的な取り組みに繋げていくために
策定したもの。

3. 所管する主な業務

(1) 庁舎管理業務

公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、庁舎における秩序の維持、災害の防止、美観の保持などを行っている。

(2) 庁用自動車管理業務

特別職の車両や共用車等の効率的な配車・運行を行っている。

(3) 公共施設マネジメント推進業務

公共施設マネジメントの推進に関する業務を行っている。

「公共施設マネジメント」とは、地方公共団体が保有する庁舎、公民館、学校及び市営住宅等の公共施設について、人口動態や財政状況、市民ニーズ等を踏まえて施設の老朽度や利用状況を把握し、維持管理及び更新等のあり方について検討し、効率的かつ効果的に管理運営を行う仕組みのこと。

【本市の公共施設の現況】 (令和3年度末現在)

施設数	1,047 施設
総延床面積	1,520,174.28 m ²
市民一人当たりの延床面積	6.02 m ² /人

(4) 財産管理業務

公有財産の適切な保全管理を行うとともに、不用財産の売払い処分や貸付けを行い、効率的な運用を行っている。

【公有財産の状況】 (令和3年度末現在)

区分	土地(地積)	建物(延面積)
行政財産	46,016,926 m ²	1,488,499 m ²
普通財産	23,134,607 m ²	31,675 m ²
合計	69,151,533 m ²	1,520,174 m ²

(5) 土地先行取得業務

土地開発基金からの貸付金を主な原資として、公用または公共用に供する土地の先行取得を行う。また、取得した土地の所管換えが実施されるまでの間、適切な保全管理を行っている。

(6) その他の主な業務

保険事務（建物総合損害共済、自動車損害共済、全国市長会市民総合賠償補償保険、道路賠償責任保険）、庁用自動車交通事故対策関係業務などの業務を行っている。

4. 所管する施設

(1) 下関市役所本庁舎

施設の名称	延床面積	構造	建築日
庁舎（東棟）	5,362.73 m ²	鉄筋コンクリート造（地上5階）	R2.1.31
庁舎（西棟）	18,154.78 m ²	鉄骨造（地上10階）	H27.7.3
立体駐車場	12,168.43 m ²	鉄骨造（地上6階）	H27.10.13
計	35,685.94 m ²		

(2) その他庁舎等

施設の名称	延床面積	構造	建築日
第2別館	1,579.86 m ²	鉄筋コンクリート造（地上4階）	S33.2.23
田中町庁舎	437.24 m ²	鉄骨造（地上2階）	H12.3.14
カラトピア4階	1,064.31 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート造 （地上13階地下1階）※区分所有	S61.11.1
カラトピア5階	1,387.93 m ²		
向洋町倉庫	1,162.66 m ²	鉄筋コンクリート造（地上2階）	S37.7.31
棕野町倉庫	242.06 m ²	軽量鉄骨造（地上2階）	H18.11.30

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」2018年12月を参照。

契 約 課

1. 契約課の概要

平成25年4月1日付けの機構改革により、契約室に契約課が設けられ、管理係、工事契約係及び物品契約係と課に属する出先機関として検査技術監理室が置かれた。その後、平成28年4月1日付けの機構改革により契約室が契約部となり、平成30年4月1日付けの機構改革により、契約課は総務部に属することとなり、物品契約係は物品役務契約係となった。また、検査技術監理室は建設部道路河川管理課に設置された。

附属機関として、市が発注した建設工事のうち一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とした理由等について審議することなどを担任事務とする下関市入札監視委員会を設置している。

2. 所管する主な業務

(1) 工事並びに工事に関する設計、測量及び地質調査の入札契約事務

建設業法（昭和24年法律第100号）等関係法令に基づき、本市が発注する建設工事及び工事に関する設計委託等の適正な執行を確保するため、入札契約事務について一括管理している。

【建設工事入札及び建設工事に係る設計委託契約件数並びに金額】

区分 年度	契約件数（件）		契約金額（千円）	
		うち条件付き 一般競争入札		うち条件付き 一般競争入札
平成29年度	507	184	7,949,618	7,024,911
平成30年度	476	230	8,610,554	7,444,959
令和元年度	477	292	6,377,582	5,877,047
令和2年度	464	270	5,339,421	4,917,516
令和3年度	461	320	7,878,666	7,615,852

(2) 物品の購入及び修繕の入札契約業務

庁用物品の購入等に当たり、条件付き一般競争入札、公開見積合せ及び単価契約等の実施により、適正かつ効率的な調達を行っている。

【物品購入（修繕）契約件数及び金額】

区分 年度	契約件数（件）		契約金額（千円）	
		うち条件付き 一般競争入札		うち条件付き 一般競争入札
平成29年度	1,179	73	624,452	443,038
平成30年度	1,066	61	526,249	368,505
令和元年度	994	71	589,002	431,162
令和2年度	1,071	99	967,718	798,010
令和3年度	978	69	456,309	306,647

(3) 役務（委託及び賃貸借（リース））の入札契約業務

平成31年1月から、一部の役務（委託及び賃貸借（リース））について、条件付き一般競争入札の実施により、適正かつ効率的な発注を行っている。

【役務（委託及び賃貸借（リース））契約件数及び金額】

区分 年度	契約件数（件）		契約金額（千円）	
		うち条件付き 一般競争入札		うち条件付き 一般競争入札
平成30年度	6	6	6,338	6,338
令和元年度	111	111	427,294	427,294
令和2年度	112	112	342,908	342,908
令和3年度	116	116	318,085	318,085

(4) 競争入札参加者の資格登録業務

本市が発注する建設工事等及び物品・役務の各競争入札に参加を希望する業者から、競争入札参加資格審査の申請を受け、入札参加資格を審査し資格の登録及び管理を行っている。

【登録業者数】

区分 年度	建設工事等（者）		物品・役務（者）	
	地元企業	市外企業	地元企業	市外企業
平成29年度	359	855	727	770
平成30年度	356	845	788	853
令和元年度	345	837	736	752
令和2年度	347	818	786	873
令和3年度	339	808	759	898

(5) その他の主な業務

これらの他に、やっぱり地元・大好き！下関運動 in 市役所の趣旨に基づき、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進し、公共調達全分野で地元企業への件数ベースで発注率90%を目指した取組を行っている。

財 政 課

1. 財政課の概要

市の一般会計及び特別会計に係る予算編成、予算執行管理、決算分析等を行う。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 財政健全化プロジェクト(Ⅲ期計画)〈R2～R6〉

歳入・歳出両面から財源確保の取組を推進し、財源不足に対応するとともに、財政規模の適正化を図るための対策を実施するもので、「人件費総額の縮減」、「公共施設マネジメント」、「歳入増加対策」、「歳出削減対策」、「行財政運営の効率化・最適化」を5つの柱として財政健全化に取り組んでいる。

3. 所管する主な業務

(1) 予算の編成、流用及び配当

・一般会計当初予算額(令和4年度)：119,040,000千円

(2) 地方交付税の算定及び収納

・地方交付税決算額(令和3年度)：28,320,906千円

(3) 地方財政状況調査(決算統計)並びに財政健全化指標の算定及び公表

・実質公債費比率(令和3年度)：10.1%、将来負担比率(令和3年度)：64.1%

(4) 市債の借入れ及び償還

・一般会計の市債残高(令和3年度末)：118,749,736千円

(5) 財政調整基金、減債基金、土地開発基金、公共施設整備基金、合併振興基金及びポータル未来基金の管理

・財政調整基金残高(令和3年度末)：6,775,873千円

(6) 行財政改革推進会議の庶務

・深刻な財源不足を克服し、中長期的に持続可能な財政基盤の構築を図るために設置された行財政改革推進会議の庶務を実施。

納 税 課

1. 納税課の概要

税の予算・決算、統計・広報、企画・調査及び総合調整、税制、国有資産等所在市町村交付金、地方譲与税・税交付金、収納整理、滞納整理、債権の回収に係る指導、助言、研修及び総括管理のほか下関市債権管理委員会に関する事務を分掌している。

2. 所管する主な計画・プラン

(1) 市税収納率向上アクションプラン “公平公正な税の徴収！”

1) 趣旨

「市税の確保」と「税負担の公平性の実現」を図るため、平成22年度に策定したアクション・プランを改訂し、令和2年度から令和6年度までの新たな目標を定めたプランにより、さらなる収納率の向上、滞納額の削減に取り組む。

2) 設定目標

全体の収納率を令和6年度末までに97.8%に向上させる。

3) アクションプラン

ア. 現年分収納率の向上

市税コールセンターの活用や財産調査の早期着手

イ. 累積滞納額の削減

徹底した財産調査及び滞納整理の実施

ウ. 納税意識の啓発

市民への広報・納税教室への講師の派遣

エ. その他

コンビニ収納及びスマートフォン決済アプリの導入による収納環境の向上

4) 市税収納率の推移

(単位%)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
収納率	97.7	97.6	97.6	96.6	97.7

市 民 税 課

1. 市民税課の概要

市民税、市たばこ税及び入湯税の賦課や、各種税務証明書に関する事務を分掌している。

担当事務関係諸表 (市税一覧表)

税目 区分	市 民 税																																																								
納 税 義 務 者	1. 市内に住所を有する個人 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3. 市内に事務所又は事業所を有する法人 4. 市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮などを有する法人でない社団または財団で代表者又は管理人の定めのあるもの																																																								
課税標準及び税率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 30%;">所得割</td> <td style="width: 20%;">6 / 100</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割</td> <td>3,500円 (平成26年度から)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(法人)</td> <td>法人税割</td> <td>8.4 / 100</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: 1.2em;">〔令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1 / 100〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本金等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">従業者</td> <td style="text-align: center;">50人超 50人以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50億円超</td> <td></td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10億円超50億円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">175万円</td> <td style="text-align: center;">41万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1億円超10億円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">40万円</td> <td style="text-align: center;">16万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1千万円超1億円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15万円</td> <td style="text-align: center;">13万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1千万円以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">12万円</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </table>				(個人)	所得割	6 / 100				均等割	3,500円 (平成26年度から)			(法人)	法人税割	8.4 / 100	〔令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1 / 100〕			均等割			資本金等		従業者	50人超 50人以下		50億円超		300万円	41万円		10億円超50億円以下		175万円	41万円		1億円超10億円以下		40万円	16万円		1千万円超1億円以下		15万円	13万円		1千万円以下		12万円	5万円		上記以外の法人等		5万円	
(個人)	所得割	6 / 100																																																							
	均等割	3,500円 (平成26年度から)																																																							
(法人)	法人税割	8.4 / 100	〔令和元年9月30日までに開始した事業年度分は12.1 / 100〕																																																						
	均等割																																																								
	資本金等		従業者	50人超 50人以下																																																					
	50億円超		300万円	41万円																																																					
	10億円超50億円以下		175万円	41万円																																																					
	1億円超10億円以下		40万円	16万円																																																					
	1千万円超1億円以下		15万円	13万円																																																					
	1千万円以下		12万円	5万円																																																					
	上記以外の法人等		5万円																																																						
申 告 期 限	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 30%;">個人申告書</td> <td style="width: 20%;">3月15日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>給与支払報告書</td> <td>1月31日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(法人)</td> <td>法人税申告期限</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(個人)	個人申告書	3月15日				給与支払報告書	1月31日			(法人)	法人税申告期限																																									
(個人)	個人申告書	3月15日																																																							
	給与支払報告書	1月31日																																																							
(法人)	法人税申告期限																																																								
賦 課 期 日	(個人) 1月1日																																																								
徴 収 方 法	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 30%;">普通徴収</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別徴収</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(法人)</td> <td>申告納付</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				(個人)	普通徴収					特別徴収				(法人)	申告納付																																									
(個人)	普通徴収																																																								
	特別徴収																																																								
(法人)	申告納付																																																								
納 期	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(個人)</td> <td style="width: 30%;">普通徴収</td> <td style="width: 20%;">第1期</td> <td colspan="2">6月1日～6月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第2期</td> <td colspan="2">8月1日～8月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第3期</td> <td colspan="2">10月1日～10月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第4期</td> <td colspan="2">1月1日～1月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特別徴収</td> <td>毎月</td> <td colspan="2">(6月～翌年5月、12ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>(法人)</td> <td>申告期限と同じ</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				(個人)	普通徴収	第1期	6月1日～6月30日				第2期	8月1日～8月31日				第3期	10月1日～10月31日				第4期	1月1日～1月31日			特別徴収	毎月	(6月～翌年5月、12ヶ月)		(法人)	申告期限と同じ																										
(個人)	普通徴収	第1期	6月1日～6月30日																																																						
		第2期	8月1日～8月31日																																																						
		第3期	10月1日～10月31日																																																						
		第4期	1月1日～1月31日																																																						
	特別徴収	毎月	(6月～翌年5月、12ヶ月)																																																						
(法人)	申告期限と同じ																																																								

税目 区分	市 た ば こ 税	
納 税 義 務 者	製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者	
課税標準及び税率	従量割 1,000本につき	
	令和2年10月1日以降	6,122円
	令和3年10月1日以降	6,552円
申 告 期 限	翌月末日	
徴 収 方 法	申告納付	
納 期	翌月末日まで	

税目 区分	入 湯 税	
納 税 義 務 者	鉱泉浴場における入湯客	
課税標準及び税率	入湯日数 宿泊する者	1人1泊 150円
	宿泊しない者	1人1日 50円
申 告 期 限	翌月15日	
徴 収 方 法	特別徴収	
納 期	翌月15日まで	

資 産 税 課

1. 資産税課の概要

固定資産税、都市計画税、軽自動車税の賦課に関する事務を分掌している。

税目 区分	固 定 資 産 税
納 税 義 務 者	土地・家屋・償却資産の所有者
課 税 標 準 額	固定資産課税台帳に登録された課税標準額
免 税 点	<p>土地・家屋・償却資産において、課税標準額の合計がそれぞれ下記の金額に満たない場合は課税されない。</p> <p style="margin-left: 2em;">土 地 ・ ・ ・ 30 万円</p> <p style="margin-left: 2em;">家 屋 ・ ・ ・ 20 万円</p> <p style="margin-left: 2em;">償却資産 ・ ・ ・ 150 万円</p>
税 率	1.4%
申 告 期 限	1月末日（※償却資産のみ）
賦 課 期 日	1月1日
徴 収 方 法	普通徴収
納 期	<p>第1期 4月1日 ～ 4月30日</p> <p>第2期 7月1日 ～ 7月31日</p> <p>第3期 12月1日 ～ 12月26日</p> <p>第4期 翌年2月1日 ～ 2月末日</p>
減 免	<p>下記の(1)から(4)に該当する固定資産のうち、必要があると認められるものについては、固定資産税が減免される。</p> <p>(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産</p> <p>(2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）</p> <p>(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産</p> <p>減免の申請については、納期限前7日までとし、申請日以降に到来する納期の税額が減免の対象となる。前納された固定資産税は対象外となる。</p>

税目 区分	都 市 計 画 税
納 税 義 務 者	固定資産税の納税義務者で市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者
課 税 標 準 額	固定資産課税台帳に登録された課税標準額
免 税 点	免税点未満のため固定資産税が課税されなかった資産には、都市計画税も課税されない。
税 率	0.2%
賦 課 期 日	固定資産税と同じ
徴 収 方 法	固定資産税と同じ
納 期	固定資産税と同じ
減 免	固定資産税と同じ

税目 区分	軽 自 動 車 税 (種別割)			
納 税 義 務 者	原動機付自転車、軽自動車四輪、軽自動車二輪、二輪の小型自動車等の所有者			
税 率 (税 額)	— 車種 (排気量) —		税 額	
	原動機付自転車 (～50cc)		2,000 円	
	原動機付自転車 (～90cc)		2,000 円	
	原動機付自転車 (～125cc)		2,400 円	
	小型特殊自動車 (農耕用作業車)		2,400 円	
	小型特殊自動車 (リフト等)		5,900 円	
	ミニカー		3,700 円	
	軽自動車二輪 (～250cc、側車付のものを含む。)		3,600 円	
	平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車	三 輪	3,100 円	
		四 輪 以 上	乗用営業用	5,500 円
			〃 自家用	7,200 円
			貨物営業用	3,000 円
	平成 27 年 4 月 1 日以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車	三 輪	3,900 円	
		四 輪 以 上	乗用営業用	6,900 円
			〃 自家用	10,800 円
			貨物営業用	3,800 円
最初の新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車	三 輪	4,600 円		
	四 輪 以 上	乗用営業用	8,200 円	
		〃 自家用	12,900 円	
		貨物営業用	4,500 円	
	〃 自家用	6,000 円		

	電気自動車もしくは天然ガス自動車 (H30年排出ガス規制に適合するもの、又はH21年排出ガス規制に適合しかつH21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの)に該当するもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車 (令和4年度に限る)	三輪	1,000円	
		四輪以上	乗用営業用	1,800円
			〃 自家用	2,700円
			貨物営業用	1,000円
			〃 自家用	1,300円
	平成30年排出ガス規制に適合しかつH30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの、又はH17年排出ガス規制に適合しかつH17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、R12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上でありかつR2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車 (令和4年度に限る)	三輪 (乗用営業用)	2,000円	
		四輪以上	乗用営業用	3,500円
			〃 自家用	—
			貨物営業用	
			〃 自家用	
〃 自家用				
平成30年排出ガス規制に適合しかつH30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの、又はH17年排出ガス規制に適合しかつH17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもので、かつ、R12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上でありかつR2年度燃費基準を達成しているもので、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車 (令和4年度に限る)	三輪 (乗用営業用)	3,000円		
	四輪以上	乗用営業用	5,200円	
		〃 自家用	—	
		貨物営業用		
		〃 自家用		
〃 自家用				
	二輪小型自動車 (250cc 超)	6,000円		
申告期限	取得後 15日以内、廃車後 30日以内、変更後 15日以内			

賦課期日	4月1日
徴収方法	普通徴収
納期	5月1日 ～ 5月31日
減免	身体障害者等又は身体障害者等と生計同一の者が所有する軽自動車等について、一定の要件に該当すれば、1台のみ全額減免となる。 なお、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けることができない。

区分	税目 軽自動車税（環境性能割）
納税義務者	三輪以上の軽自動車の取得者（新車・中古車を問わず）
納付方法	当分の間山口県が賦課徴収を行う。 軽自動車を取得した人が、軽自動車検査協会に新規登録などの申請の際、山口県税事務所自動車税課に申告し納付する。
課税標準	軽自動車の通常の取得価格
免税点	50万円
税率	本則0～3% ただし当分の間0～2% 1) 電気軽自動車…非課税 2) 天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス保安基準適合または窒素酸化物排出量が平成21年天然ガス車基準10%低減達成）…非課税 3) ガソリン 自家用乗用、自家用貨物、営業用の各区分ごとに排出ガス基準及び燃費基準の達成度に基づいて0～2%の税率を設定
減免	身体障害者等身体や精神に障害のある人が取得・使用する自動車、構造上障害のある方の利用に専ら供するためのものと認められる自動車について、一定の要件に該当すれば申請により減免となる。 当分の間、山口県が減免事務を行う。

まちづくり政策課

1. まちづくり政策課の概要

まちづくり政策課は、平成30年4月に市民部に新設され、市民活動係、まちづくり支援係、課内室として地域サポート室、課の出先機関として市民活動センター、市民センターが置かれている。

(1) 市民活動係

市民活動係は、自治会に関すること、コミュニティづくりに関すること、その他市民活動の促進及び支援に関すること、地縁による団体の認可に関すること、市民活動センターに関すること、市民センターに関すること、所属部及び所属課の庶務並びに所属部内の連絡調整に関すること、所属部内他課並びに所属課の課内室及び他係の所管に属しないことの事務を行う。

(2) まちづくり支援係

まちづくり支援係は、地域内分権に関すること、総合支所との連絡調整に関すること、支所（総合支所の所管区域に存する支所を除く。）に関することの事務を行う。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市市民活動促進基本計画(第4次：令和3年2月策定)

平成17年2月13日に公布・施行された下関市市民協働参画条例に基づき、平成18年3月に策定したもの。

この計画は、5年ごとに見直しを行い、市民活動の主体となる市民及び市民活動団体の自主的・主体的な市民活動促進のための環境づくり及び市民と市民のパートナーシップの確立に向けた施策展開の方向を示したものである。(第4次計画期間：令和3年度～令和7年度)

(2) 下関市住民自治によるまちづくり推進計画(第2次：令和2年2月策定)

人と人、人と自然、人と歴史のつながりを大切にし、多様性に富んだ下関市の個性を活かし、魅力ある「元気な下関」の実現を目指すため、市民と行政がお互いの立場を認め合い、様々な場面で協働する仕組みづくりや、特色ある地域づくりのために、市民が自主的に活動するまちづくり協議会を積極的に支援し、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を目指すことを基本理念とした計画(第2次計画期間：令和2年度～令和6年度)を策定している。

3. 所管する主な業務

(1) 市民活動係

1) コミュニティづくり推進業務

市民の自主的・主体的なコミュニティづくりの推進を図ることを目的に、自治会に関する業務、コミュニティ活動費補助金、町民館整備事業補助金、掲示板設置事業補助金等の支出及び地縁による団体の認可事務を行う。

○自治会について

自治会とは、地域住民が運営する自治組織。様々な活動を通じて、住みよいまちづくりを行っている。市内には、約818の自治会が活動を行っており、うち799自治会(令和4年4月1日現在)の会長により「下関市連合自治会」が組織されている。

・下関市連合自治会

[組織体制]

(単位：人)

	本庁	菊川	豊田	豊浦	豊北	計
会長	1					1
副会長	5					5
運営委員	11	1	1	1	1	15
理事(自治連合会長)	48	3	5	5	7	68
単位自治会長	533	42	35	90	99	799

2) 下関パートナーシップ推進業務

下関市市民協働参画審議会を設置し、年次報告作成による市民と行政・市民と市民のパートナーシップの進捗度チェックや市民活動促進基本計画の推進・進捗の状況の把握、さらには市民活動支援補助金の交付により市民協働参画の推進を図るとともに市民協働参画に関する職員研修を行う。

3) ボランティア・NPO活動推進業務

ボランティア・NPO活動など市民活動に関する情報提供、ネットワークづくり、交流や研修の場の提供をはじめとした市民活動センターの管理運営、市民活動における事故などに備える保険への加入等、市民活動を促進するための環境整備を行う。

4) その他の業務

市民センター管理運営業務などの業務を行う。

(2) まちづくり支援係

1) 地域内分権推進業務

地域との密接な連携により、特色ある元気な地域づくりを推進するため、総合支所との連絡調整等を行う。また、住民自治によるまちづくりを推進し、地域の特性に応じた市民主体のまちづくりの構築を図る。

2) その他の業務

支所維持管理業務を行う。

4. 所管する施設

(1) 市民活動係

1) 下関市民センター

開設年月日	平成6年4月26日
所在地	下関市東神田町9番1号
建築面積	会館：鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積 1,319.76㎡ (1階658.49㎡、2階661.27㎡) 屋内運動場：鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建 延べ面積 1,061.59㎡ (1階540.59㎡ (駐車場28台)、2階521㎡ (フロア432㎡)) その他：多目的広場3,240㎡、いこいの広場1,770㎡
休館日	月曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)

2) しものせき市民活動センター

沿革	下関市市民協働参画条例に基づき市民活動を促進するため、下関市民センターに「市民活動支援コーナー」を設けていたが、支援機能の拡充が必要となり、下関駅前の細江地区12街区第一種市街地再開発事業における公益施設として、平成19年5月に「しものせき市民活動センター」を開設した。
所在地	下関市竹崎町四丁目4番2号
建築面積	1,005.15㎡
指定管理者	ふるさと下関活性化企業体(公募、R4.4.1～R9.3.31まで)
附帯設備	受付カウンター、常設展示・情報コーナー、ロッカー・メールボックス、パソコンコーナー、多目的交流ホール、キッズコーナー、作業室、大会議室、中会議室、小会議室、授乳室
休館日	年末年始(12月29日～1月3日)

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」

2018年12月を参照。

市民サービス課

1. 市民サービス課の概要

市民サービス課には、庶務係、市民係、記録係、課内室としてパスポートセンター及び出先機関としてマイナンバーカードセンター、サテライトオフィスが置かれている。戸籍法、住民基本台帳法、印鑑の登録及び証明に関する条例等に係る事務全般を所掌している。

2. 所管する主な業務

(1) 住民基本台帳管理業務

戸籍法、住民基本台帳法及び印鑑の登録及び証明に関する条例に基づいて、人の身分関係、居住関係及び印鑑の適正な登録と公正な公証事務並びに自動車の臨時運行許可業務等を行う。

各種証明等交付状況一覧表 (単位:通数)

	戸籍関係	住民票関係	印鑑登録関係	諸証明	総計
平成29年度	106,888	169,625	84,891	3,650	365,054
平成30年度	108,544	164,882	81,794	3,413	358,633
令和元年度	109,082	153,241	77,333	3,423	343,079
令和2年度	111,348	152,275	73,528	3,174	340,325
令和3年度	105,354	145,953	66,758	3,552	321,617

(2) マイナンバーカードセンター業務

マイナンバーカードの交付に関する事務（交付前設定、交付、再交付、更新、廃棄等）及びマイナンバーカードに搭載される電子証明書に関する事務（発行、再発行、更新、暗証番号の設定及び再設定等）を行う。

(3) サテライトオフィス業務

市内2か所に設置したサテライトオフィスにおいて、住民票、印鑑登録証明等の公証事務を行う。

(4) 中長期在留者住居地届出事務

外国人住民の中長期在留者等住居地届出、特別永住者証明書交付関連事務及び特別永住許可に係る事務を行う。

(5) 旅券発給事務

パスポートセンターにおいて、一般旅券の発給の申請受理及び交付を行う。

(6) 住居表示管理業務

住居表示実施済地区の管理業務を行う。

生活安全課

1. 生活安全課の概要

生活安全課には、くらし安全係、施設管理係、課内室として市民相談所、消費生活センター及び課の出先機関として大谷斎場が置かれている。

2. 所管する主な計画・プラン等

(1) 主な計画・プラン

1) 下関市交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、関係機関・団体が連携し、本市における陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めるもの。令和3年度から令和7年度の5年間を期間とする、第11次下関市交通安全計画を策定。

3. 所管する主な業務

(1) くらし安全係

1) 交通安全対策業務

市民の交通安全を推進する各種団体の活動を助成するとともに、交通安全対策の推進に向け、家庭・地域・職域に対して、あらゆる機会をとらえ、交通安全意識の高揚のための啓発を行う。また、警察や交通ボランティア団体等と連携し、交通安全イベント等を開催し交通事故防止の啓発を行う。

2) 防犯啓発業務

地域・職域の自主防犯活動の推進母体である防犯対策協議会（市内3団体）の活動を支援するとともに、警察や関係機関と連携し、自主防犯活動の促進や、暴力のない安全で住みよい街づくりのための啓発を行う。

また、防犯対策協議会を通じ、自治会に対して防犯灯の新設等の費用の助成を行う。

令和3年3月末	下関警察署管内	小串警察署管内	長府警察署管内	合計
防犯灯数	14,020 灯	2,887 灯	5,610 灯	22,517 灯

(2) 施設管理係

1) 斎場業務

施設の適正な維持管理を行い、遺体の火葬を行う。

2) 墓園維持管理業務

市営霊園及び市営墓地の維持管理を行う。中央霊園については管理人を配置し、霊園の維持管理を行う。

3) 中央霊園管理基金積立金業務

納められる中央霊園永代管理料を霊園の維持管理のための経費に充てる基金として積立てる。

区 分	前年度末現在高	令和3年度中増減高	令和3年度末現在高
有 価 証 券	0 円	0 円	0 円
現 金	1, 186, 122, 399 円	△13, 960, 000 円	1, 172, 162, 399 円

(3) 市民相談所

1) 市民相談業務

市民相談所は、市民のあらゆる相談に対応する常設の相談所である。

原則、毎週月曜日と木曜日、総合支所においては、4か月毎に1回、第3金曜日の午後に、弁護士による無料法律相談を行う。

相談件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般相談	1, 649 件	1, 528 件	1, 749 件
特別相談（弁護士）	1, 029 件	1, 000 件	976 件
合計	2, 678 件	2, 528 件	2, 725 件

(4) 消費生活センター

1) 消費生活業務

法令に基づく立入検査、消費生活の安全と安定を図るための啓発を行うほか、消費者トラブル等の相談に対応するため専門相談員を配置している。

相談件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
来訪	311 件	179 件	206 件
電話	1, 273 件	1, 558 件	1, 516 件
文書 ※	3 件	0 件	1 件
合計	1, 587 件	1, 737 件	1, 723 件

※文書は、FAX、電子メールを含む。

4. 所管する施設

(1) 斎場

1) 沿革

大谷斎場	昭和 34 年に国有地を無償で借受け、大谷火葬場として発足。その後、旧斎場隣接地に昭和 59 年度より新斎場建設に取り組み、平成 3 年 3 月完成。平成 3 年 7 月供用開始。
蓋井島火葬場	平成 8 年 4 月供用開始
六連島火葬場	平成 12 年 4 月供用開始
豊田斎場	昭和 43 年 9 月供用開始 平成 26 年 4 月「豊田火葬場」から改称
豊浦斎場	昭和 59 年 5 月供用開始
豊北斎場	平成 8 年 6 月供用開始

2) 施設の概要

大谷斎場	敷地面積：35,146 m ² 本館（火葬棟、管理棟） ：鉄筋コンクリート造 2 階建：総面積 1,988.34 m ² 待合棟（待合ロビー、待合室） ：鉄筋コンクリート造 2 階建：総面積 1,233.38 m ² 待合室 4 室、告別 2 室、収骨 2 室、霊安 1 室 火葬炉 14 基（標準炉 3 基＋大型炉 9 基＋胞衣炉 1 基＋予備炉 1 基）
蓋井島火葬場	敷地面積：681.00 m ² 、軽量鉄骨造平屋建 60.00 m ² 、火葬炉 1 基
六連島火葬場	敷地面積：488.74 m ² 、鉄骨造平屋建 48.00 m ² 、火葬炉 1 基
豊田斎場	敷地面積：6,819.28 m ² コンクリートブロック造、待合室 1 室、火葬炉 1 基
豊浦斎場	敷地面積：10,281 m ² 待合室 2 室、告別 1 室、収骨 1 室、火葬炉 3 基（胞衣炉 1 基を含む。）
豊北斎場	敷地面積：7,036.57 m ² 待合室 2 室、告別 1 室、収骨 1 室、霊安 1 室、火葬炉 2 基

3) 施設の現況（令和 3 年度実績）

大谷斎場	大人 3,425 体、小人 6 体、死産児 17 体
蓋井島火葬場	無し
六連島火葬場	無し
豊田斎場	大人 31 体
豊浦斎場	大人 279 体、小人 1 体、死産児 1 体
豊北斎場	大人 196 体
合計	3,956 体（大人 3,931 体、小人 7 体、死産児 18 体）

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」

2018 年 12 月を参照。

(2) 墓園

1) 沿革

- 明治 22 年 6 月 功山寺墓地 (大字豊浦村字功山寺) 設置
 明治 22 年 6 月 竜王墓地 (長府三島町、長府中土居北町) 設置
 明治 42 年 5 月 東部墓地 (本町三丁目) 設置
 明治 42 年 7 月 西部墓地 (西神田町) 設置
 昭和 2 年 6 月 覚苑寺墓地 (長府安養寺三丁目) 設置
 昭和 5 年 5 月 関山墓地 (椋野町一丁目) 設置
 昭和 5 年 5 月 武久墓地 (武久町二丁目) 設置
 昭和 18 年 彦島墓地 (彦島緑町) 設置
 昭和 26 年 12 月 清末墓地 (大字清末字椎山) 設置
 昭和 27 年 6 月 江の浦墓地 (彦島江の浦町八丁目) 設置
 昭和 46 年 12 月 下関南霊園 (彦島田の首町二丁目) 設置
 昭和 48 年 9 月 下関中央霊園 (大字井田) 設置
 平成 14 年 11 月 武久第二墓地 (武久町二丁目) 設置

2) 墓地貸出状況

下関中央霊園	令和 3 年度 : 21 区画 (申込者数 : 68 人)
その他市営墓地	令和 3 年度 : 7 区画 (申込者数 : 10 人 (3 人辞退))

人権・男女共同参画課

1. 人権・男女共同参画課の概要

人権・男女共同参画課には人権啓発係、男女共同参画係が置かれている。

(1) 人権啓発係

人権啓発係は、人権教育・人権啓発に係る施策を調査、企画及び推進し、人権意識の高揚を図る。

(2) 男女共同参画係

男女共同参画係は、「下関市男女共同参画基本計画」に基づき男女共同参画に係る施策を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。

2. 所管する主な計画

(1) 下関市男女共同参画基本計画 (第4次：令和3年2月策定)

この計画は、男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するために制定された、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたる。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく「市町村基本計画」、及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「市町村推進計画」を包含している。

なお、この計画は5年ごとに実施している「下関市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえ策定しており、計画期間は令和3年度から令和7年度までとしている。

3. 所管する主な業務

(1) 人権啓発係

1) 人権教育・啓発業務

人権教育・人権啓発を目的とする各種講座、研修会、フェスティバル等を開催する。

2) 人権啓発活動団体に係る対応業務

人権啓発を推進する関係機関との連携、調整、及び補助金交付等を行う。

(2) 男女共同参画係

1) 意識啓発業務

男女共同参画意識啓発を目的とする各種講座、イベント等を開催する。

2) 調査研究業務

男女共同参画に係る施策の調査、研究を行う。

支 所

1. 支所一覧

支所名	住所
彦島支所	〒750-0075 下関市彦島江の浦町一丁目3番1号
長府支所	〒752-0974 下関市長府土居の内町1番6号
王司支所	〒752-0911 下関市王司神田一丁目9番1号
清末支所	〒750-1152 下関市清末陣屋5番20号
小月支所	〒750-1142 下関市小月本町一丁目7番7号
王喜支所	〒750-1114 下関市王喜本町二丁目15番10号
吉田支所	〒750-1102 下関市大字吉田地方2499番地
勝山支所	〒751-0872 下関市秋根南町二丁目4番33号
内日支所	〒750-0253 下関市大字内日下1146番地5
川中支所	〒751-0849 下関市綾羅木本町三丁目1番20号
安岡支所	〒759-6612 下関市安岡駅前二丁目7番1号
吉見支所	〒759-6523 下関市大字吉見下1533番地

※公共施設の適正配置に関する方向性については、「公共施設の適正配置に関する方向性」
2018年12月を参照。

2. 所管する主な業務

戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する事務、国民健康保険の諸届等の受付に関する事務、福祉に係る申請書及び諸届等の受付に関する事務等を行う。

出 納 室

1. 担当業務の概要

支出負担行為の確認、支出命令の審査をすることで適正な支払を行うとともに、現金の収納に関する事務を行っている。さらに、有価証券及び物品の出納保管、決算の調製、基金等現金の保管運用に関する事等、会計管理者の権限に属する事務等を行っている。

2. 指定金融機関等の状況（令和4年4月1日現在）

市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため指定金融機関を指定している。また、その収納及び支払の事務の一部を取り扱わせるため指定代理金融機関を、収納の事務の一部を取り扱わせるため収納代理金融機関を指定している。これらの金融機関は次のとおりである。

(1) 指定金融機関

山口銀行

(2) 指定代理金融機関

西中国信用金庫

(3) 収納代理金融機関

みずほ銀行

三井住友銀行

福岡銀行

十八親和銀行

西日本シティ銀行

北九州銀行

もみじ銀行

西京銀行

朝銀西信用組合

信用組合広島商銀

中国労働金庫

山口県農業協同組合

山口県漁業協同組合

ゆうちょ銀行

監 査 委 員

1. 監査委員の概要

監査委員は、地方自治法第195条の規定により普通地方公共団体に必置の独任制の執行機関で、下関市では、識見を有する者から選任された委員（以下「識見選出委員」という。）2名と議員のうちから選任された委員（以下「議会選出委員」という。）2名の計4名で構成されている。監査委員の任期は4年（議会選出委員は議員の任期）である。

なお、識見選出委員のうち、監査委員の庶務事項を処理するため、代表監査委員が置かれている。

(1) 監査委員の役割

監査委員は、市の財務事務等や事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかどうかといった観点から監査を行う。職務権限としては、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして、「定期監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」などがあり、必要があると認めるときに行うものとして、「行政監査」、「随時監査」、「財政援助団体等に対する監査」などがある。また、請求又は要求に基づき行うものとして「住民監査請求に基づく監査」などがある。

(2) 監査委員事務局

下関市では、地方自治法第200条及び下関市監査委員条例の規定に基づき、監査委員の事務を補助する機関として監査委員事務局が置かれており、事務局職員は監査委員の指示を受け、監査業務に必要となる資料の収集や予備監査などの業務を担当している。

【監査委員事務局の職員構成】

(R4.4.1 現在)

区分	事務局長	事務局次長	主幹	主査	主任	計
人数	1	1	1	2	3	8

(監査委員)

2. 所管する主な業務

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

(2) 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要があると認めるとき適時に、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施するもの。

(3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査委員が必要があると認めるとき適時に、市の部課等の組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営などの一般行政事務そのものについて、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から実施するもの。

(4) 財政援助団体等に関する監査（地方自治法第199条第7項）

監査委員が必要があると認めるとき又は市長からの要求があるときに、補助金や負担金等の財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政援助等に関する出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

一般会計及び特別会計については、決算書類等が法令に基づいて作成されているか、計数が正確であるか、予算の目的に従って事務事業が効果的かつ経済的に行われたかどうかなどについて審査する。また、企業会計については、これらの点に加え、財務諸表が経営成績及び財務状況を適正に表示しているかについても重点をおいて審査する。

(6) その他の主な業務

これらの他に、基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）、健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）、現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）、住民監査請求に基づく監査（地方自治法第75条）等の業務を行っている。

選挙管理委員会

1. 委員会構成

選挙管理委員会は、地方自治法第181条第1項に基づき設置された行政委員会の1つである。議会で選挙された委員4人から構成されており、任期は4年。公職選挙法に基づき、選挙が公明且つ適正に行われるように選挙に関する事務を管理する機関であり、選挙人名簿の調製、常時啓発事業等を行っている。

また、近年では裁判員候補者予定者名簿の作成、日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）に基づく業務も所管している。

(1) 委員・補充員一覧

職名	名前	任期
委員長	大森 宏	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
職務代理者	中野 善朗	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
委員	河島 信行	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
委員	田中 信義	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
補充員	十河 静江	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
補充員	松本 正子	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
補充員	大内 俊二	令和 3年5月19日～令和7年5月18日
補充員	竹田 賢海	令和 3年5月19日～令和7年5月18日

(2) 歴代委員一覧

	委員長	職務代理者	委員	委員
H17. 2. 13～H17. 4. 18	阪本 正樹	水岡 登喜雄	清水 弘彦	木村 将人
H17. 4. 19～H18. 3. 31	阪本 正樹	水岡 登喜雄	清水 弘彦	木村 将人
H18. 4. 1～H18. 4. 2		水岡 登喜雄	清水 弘彦	木村 将人
H18. 4. 3～H21. 4. 18	水岡 登喜雄	清水 弘彦	長田 仁志	木村 将人
H21. 4. 19～H21. 4. 20※	水岡 登喜雄	清水 弘彦	長田 仁志	木村 将人
H21. 4. 21～H25. 4. 18	水岡 登喜雄	清水 弘彦	長田 仁志	木村 将人
H25. 4. 19～H27. 4. 17	水岡 登喜雄	中野 善朗	雲島 悦郎	河島 信行
H27. 4. 18～H27. 4. 30	雲島 悦郎	中野 善朗	水岡 登喜雄	河島 信行
H27. 5. 1～H29. 2. 15	雲島 悦郎	中野 善朗	河島 信行	大森 宏
H29. 2. 15～H29. 4. 18	大森 宏	中野 善朗	河島 信行	田中 信義
H29. 4. 19～H29. 5. 16※	大森 宏	中野 善朗	河島 信行	田中 信義
H29. 5. 17～R 7. 5. 18	大森 宏	中野 善朗	河島 信行	田中 信義

※任期満了に伴い、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙があったため委員会開催まで4人すべて委員。

(選挙管理委員会)

(3) 委員・補充員地区別構成一覧

R4.10 末現在

	旧下関市	旧菊川町	旧豊田町	旧豊浦町	旧豊北町
委員長				1人	
職務代理者	1人				
委員		1人			1人
補充員	3人		1人		

(4) 委員・補充員年齢別構成一覧

R4.10 末現在

	50歳以下	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76歳以上
委員長							1人
職務代理者	1人						
委員						2人	
補充員				2人	1人	1人	

2. 主な委員会業務

(1) 委員会の開催

委員会を開催し、議案の審議をしている。主な議案は選挙人名簿からの抹消、在外選挙人の登録・抹消などである。また、3、6、9、12月には一定の要件を満たした方に対し、選挙人名簿への登録が行われる（定時登録）。さらに、選挙に関連し臨時の委員会を開くことがある。選挙が行われる際には、その都度登録される（選挙時登録）。

令和3年 選挙管理委員会 開催日程		
開催回数	開催日	主な議案等
第1回	R3. 1. 8	・選挙人名簿からの抹消について ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第2回	R3. 2. 5	・選挙人名簿からの抹消について ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序について 他
第3回	R3. 3. 1	・選挙人名簿への登録について（定時登録） ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第1回臨時	R3. 3. 6	・選挙人名簿への登録について（選挙時登録） ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第2回臨時	R3. 3. 14	・選挙人名簿からの抹消について ・下関市長選挙及び下関市議会議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第4回	R3. 4. 2	・選挙人名簿からの抹消について ・在外選挙人名簿からの抹消について 他
第5回	R3. 5. 7	・選挙人名簿からの抹消について ・在外選挙人名簿からの抹消について 他

第 6 回	R3. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙管理委員会の委員長選挙について ・ 選挙人名簿への登録について (定時登録) ・ 選挙人名簿からの抹消について 他
第 7 回	R3. 7. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿からの抹消について 他
第 8 回	R3. 8. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿からの抹消について 他
第 9 回	R3. 9. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿への登録について (定時登録) ・ 選挙人名簿からの抹消について 他
第 10 回	R3. 10. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿への登録について (選挙時登録) ・ 選挙人名簿からの抹消について ・ 参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙に係る各決定事項 他
第 3 回臨時	R3. 10. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿からの抹消について ・ 第 4 9 回衆議院議員総選挙及び第 2 5 回最高裁判所裁判官国民審査に係る各決定事項 他
第 4 回臨時	R3. 10. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿からの抹消について ・ 第 4 9 回衆議院議員総選挙及び第 2 5 回最高裁判所裁判官国民審査に係る各決定事項 他
第 5 回臨時	R3. 10. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 9 回衆議院議員総選挙及び第 2 5 回最高裁判所裁判官国民審査に係る各決定事項
第 11 回	R3. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙人名簿への登録について (定時登録) ・ 選挙人名簿からの抹消について ・ 在外選挙人名簿への登録及び抹消について ・ 山口県知事選挙に係る各決定事項 他

(2) 選挙人名簿の調製

選挙の執行に備えて、名簿の登録・抹消など選挙人名簿の調製を行っている。

1) 登録要件

- ・ 日本国民であること
- ・ 年齢が満 18 歳以上であること
- ・ 引き続き 3 月以上下関市に住所があること
- ・ 公職選挙法第 1 1 条第 1 項若しくは同法第 2 5 2 条又は政治資金規正法第 2 8 条に該当していないこと

※ 選挙権があっても選挙人名簿に登録されていないと投票はできない。

2) 登録抹消要件

- ・ 死亡
- ・ 日本国籍の喪失
- ・ 下関市外に住所を移して 4 月を経過したとき
- ・ 選挙権がないことが判明したとき

(参考 選挙人名簿登録者数推移、単位：人)

登録年月日	選挙人名簿登録者数			前回比較
	男	女	計	
H17. 2. 13 (引継)	109,609	130,537	240,146	
H28. 6. 2 (定時)	102,566	122,086	224,652	
H28. 9. 2 (定時)	104,683	123,983	228,666	4,014
H28. 12. 2 (定時)	104,488	123,743	228,231	△ 435
H29. 3. 2 (定時)	104,186	123,458	227,644	△ 587
H29. 6. 1 (定時)	103,977	123,233	227,210	△ 434
H29. 9. 1 (定時)	103,637	122,853	226,490	△ 720
H29. 12. 1 (定時)	103,442	122,592	226,034	△ 456
H30. 3. 1 (定時)	103,098	122,179	225,277	△ 757
H30. 6. 1 (定時)	103,025	121,975	225,000	△ 277
H30. 9. 3 (定時)	102,650	121,470	224,120	△ 880
H30. 12. 3 (定時)	102,390	121,172	223,562	△ 558
H31. 3. 1 (定時)	102,179	120,862	223,041	△ 521
R1. 6. 3 (定時)	102,132	120,589	222,721	△ 320
R1. 9. 2 (定時)	101,671	120,157	221,828	△ 893
R1. 12. 1 (定時)	101,476	119,875	221,351	△ 477
R2. 3. 2 (定時)	101,195	119,538	220,733	△ 618
R2. 6. 1 (定時)	101,085	119,313	220,398	△ 335
R2. 9. 1 (定時)	100,700	118,732	219,432	△ 966
R2. 12. 1 (定時)	100,582	118,526	219,108	△ 324
R3. 3. 1 (定時)	100,320	118,237	218,557	△ 551
R3. 6. 1 (定時)	100,089	117,957	218,046	△ 511
R3. 9. 1 (定時)	99,668	117,475	217,143	△ 903
R3. 12. 1 (定時)	99,418	117,187	216,605	△ 538
R4. 3. 1 (定時)	99,191	116,796	215,987	△ 618
R4. 6. 1 (定時)	98,941	116,417	215,358	△ 629
R4. 9. 1 (定時)	98,478	115,986	214,464	△ 894

(3) 選挙の適正な管理執行

公職選挙法の定めにより選挙の適正な管理執行を行っている。

<近年の下関市における主な選挙での投票率>

選挙名	投票日	投票率 (%)		
		男	女	計
第 24 回参議院議員通常選挙 (山口県選挙区)	H28. 7. 10	51.13	52.14	51.68
下関市長選挙	H29. 3. 12	46.08	47.93	47.09
第 48 回衆議院議員総選挙 (山口 4 区)	H29. 10. 22	55.50	57.18	56.41
山口県知事選挙	H30. 2. 4	31.55	32.50	32.07
下関市議会議員一般選挙	H31. 2. 3	42.56	44.52	43.63
山口県議会議員一般選挙	H31. 4. 7	38.01	39.64	38.89
第 25 回参議院議員通常選挙 (山口県選挙区)	R 1. 7. 21	44.70	44.87	44.79
下関市長選挙	R 3. 3. 14	36.65	38.25	37.52
下関市議会議員補欠選挙	R 3. 3. 14	36.62	38.23	37.49
参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙	R 3. 10. 24	30.49	29.92	30.18
第 49 回衆議院議員総選挙 (山口 4 区)	R 3. 10. 31	47.37	47.49	47.44
山口県知事選挙	R 4. 2. 6	28.53	29.52	29.07
第 26 回参議院議員通常選挙 (山口県選挙区)	R 4. 7. 10	45.44	46.27	45.89

※ 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙及び参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙の投票率には、在外選挙人の投票率を含まない

(選挙管理委員会)

(4) 選挙常時啓発

下関市明るい選挙推進協議会（以下「明推協」と言う）と共に常時の啓発を行っている。選挙が公明かつ、適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し、必要と認める事項を選挙人に周知している。

令和3年度の主な事業

1) 学校選挙等に対する協力（未来の有権者の育成）

対象者：市内の小学校、中学校及び高等学校の児童並びに生徒

実施時期：令和3年10月～令和3年12月

実績：選挙用具貸出（中学校15校、高等学校1校）

2) 高等学校における主権者教育への協力

対象者：市内の高等学校（定時制高等学校及び総合支援学校含む）の生徒

実施時期：令和3年4月～令和4年3月

実績：高等学校2校（生徒194人）

3) 児童生徒ポスター・習字・標語募集

対象者：市内の小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒

実施時期：令和3年6月～9月

実績：応募者2,024人

(5) その他の主な業務

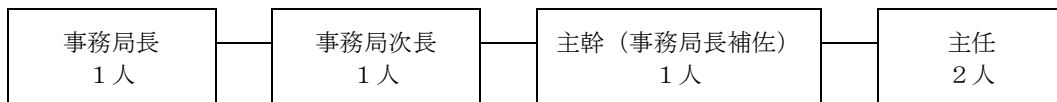
- ・ 選挙又は当選の争訟に関する事務
- ・ 直接請求に関する事務
- ・ 最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務
- ・ 在外選挙人名簿登録・抹消事務
- ・ 裁判員候補者予定者選定に関する事務
- ・ 検察審査会候補者予定者選定に関する事務
- ・ 日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）に関する業務

3. 委員会事務局

(1) 事務局の概要

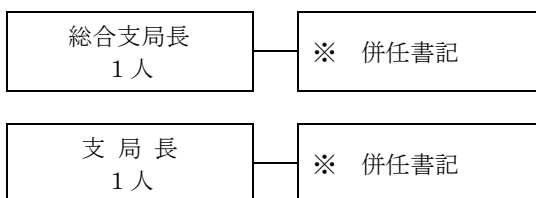
地方自治法第191条にて「都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き・・・」となっており下関市では委員会の補助機関として事務局を設置して事務局長以下職員が委員長の命を受け、委員会に関する事務を行っている。また、各総合支所及び各支所に選挙管理委員会総合支局、選挙管理委員会支局をそれぞれ置いている。

1) 事務局の構成



(令和4年9月1日現在)

2) 総合支局及び支局の構成



※ 併任書記は総合支局及び支局により人数が異なる。

(2) 所管する主な業務

- ・ 事務局の庶務業務
- ・ 予算及び決算に関する業務
- ・ 議会对応に関する業務
- ・ 各種選挙の管理・執行業務
- ・ 選挙啓発に関する業務
- ・ 選挙人名簿調製業務
- ・ 在外選挙人名簿調製業務
- ・ 裁判員候補者予定者選定業務
- ・ 検察審査員候補者予定者選定業務
- ・ 直接請求に関する業務
- ・ 日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）に関する業務
- ・ 選挙争訟に関する業務
- ・ 選挙に関する記録、統計業務
- ・ 総合支局、支局への選挙事務指導業務
- ・ その他選挙に関係ある業務

公平委員会

1. 設置

地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、下関市公平委員会設置条例により設置

2. 委員会の構成

(1) 委員

定数 3人（委員長は、委員の互選による。）

任期 4年

(2) 職員

事務職員 3人（総務部総務課職員が併任）

3. 委員会の会議

定例会 毎月1回（必要により臨時会を開催）

4. 業務の概要

- 1) 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定等を行うこと。
- 2) 職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決等を行うこと。
- 3) 職員の苦情を処理すること。
- 4) 管理職員等の範囲を定めること。
- 5) 職員団体の登録に関すること。

固定資産評価審査委員会

1. 固定資産評価審査委員会の概要

地方税法第432条第1項の規定に基づき申出を受けた固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を、同法第433条第1項の規定に基づき審査決定する。

2. 委員及び合議体

委員の定数は9人、任期は3年である。

委員3人で合議体を構成し、審査の申出を取り扱う。

3. 審査申出件数の推移

年 度		申出件数
平成29年度	土 地	
	家 屋	
	償却資産	
	計	0
平成30年度 (評価替え年度)	土 地	3
	家 屋	3
	償却資産	
	計	6
令和元年度	土 地	1
	家 屋	
	償却資産	
	計	1
令和2年度	土 地	
	家 屋	
	償却資産	
	計	0
令和3年度 (評価替え年度)	土 地	3
	家 屋	
	償却資産	
	計	3

